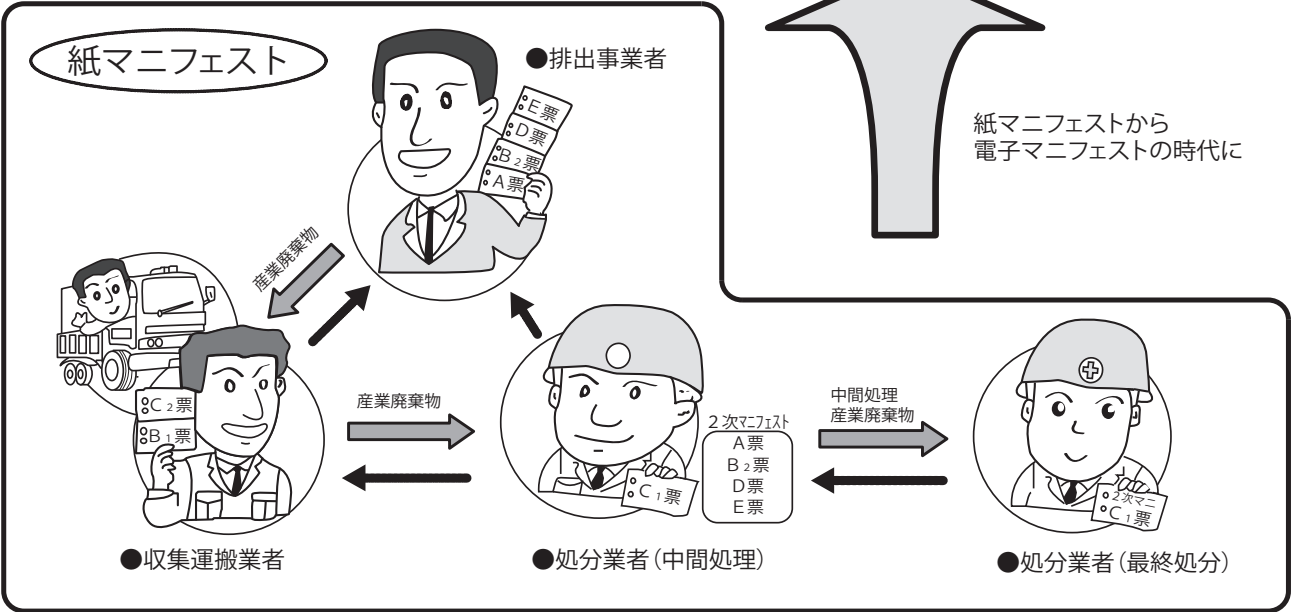
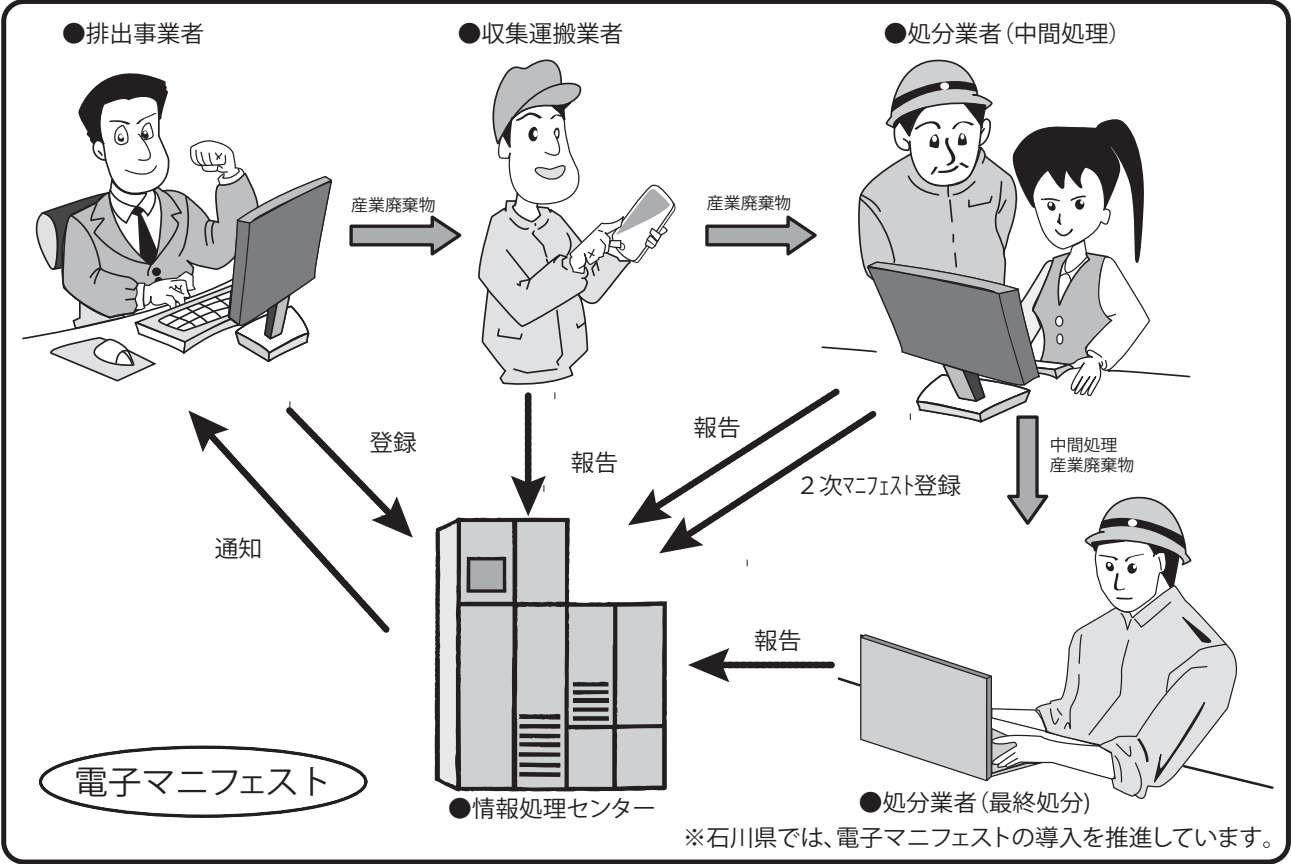


産業廃棄物を適正に処理しましょう



令和7年7月
石川県

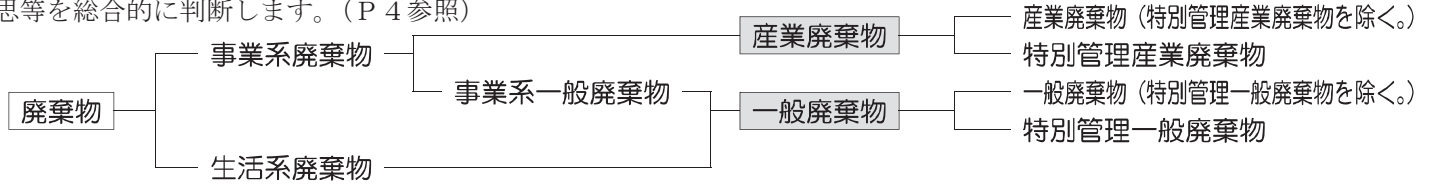
目 次

1 廃棄物とは	1
2 産業廃棄物とは	1
3 特別管理産業廃棄物とは	3
4 廃棄物処理法の概要	5
5 排出事業者の処理責任	6
6 土地所有者等の責務	7
7 処理の基準	7
8 処理の委託	21
9 マニフェストの交付（登録）	24
10 マニフェストに関する提出書類	27
11 優良産廃処理業者認定制度	28
12 排出事業者が産業廃棄物を事業場外に保管する場合の届出 ...	28
13 有害使用済機器	29
14 帳簿の備え付け	29
15 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画	30
16 特別管理産業廃棄物排出事業者の責務	30
17 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例	30
18 産業廃棄物処理施設の許可	31
19 産業廃棄物処理施設等に対する融資制度	32
20 産業廃棄物処理施設等における事故時の措置	32
21 指定有害廃棄物の処理の禁止	32
22 罰 則	33
23 その他	34
24 産業廃棄物の適正処理等に関する県条例	34
25 石川県内の産業廃棄物処分業施設位置図	36

1 廃棄物とは（法第2条）

「廃棄物」とは、排出者自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれに汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物とに区分されます。

なお、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、及び占有者の意思等を総合的に判断します。（P 4 参照）



2 産業廃棄物とは（法第2条第4項、令第2条）

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）をいいます。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

I 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭ガラ、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、炉清掃掃出物
	2 汚泥	めっき汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビット汚泥、下水汚泥、建設系汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー・アルコール等の廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、不凍液
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニル、ポリエチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ(合成ゴム系)、塗料かす(固形状)、廃農業用フィルム
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず(※)及び陶磁器くず	コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず(※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、ガラスくず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂、不良鉱石
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物(建築木くずは該当しない。)
	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの 新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)に係るもの 出版業(印刷出版を行うものに限る。)に係るもの 製本業・印刷物加工業に係るもの PCB が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業に係るもの 物品賃貸業に係るもの 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む) PCB が染み込んだもの
	15 繊維くず	畳、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずが含まれるもので、以下のもの 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの PCB が染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。) 医薬品製造業 香料製造業 において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(発酵かす、パンくず、おから、コーヒーかす等)
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等の死体
	20 政令第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固型物等)
		() 業種指定があるもの

(参考) 石綿含有廃棄物等について [石綿含有廃棄物等処理マニュアルより]

※ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル第3版：環境省環境再生・資源循環局 令和3年3月

1 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。主に、産業廃棄物のがれき類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当する。ただし、除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは汚泥に該当する場合もある。

・石綿含有成形板等

例) スレート(波板、ボード)、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、スレート・木毛セメント積層板、ビニル床タイル

・石綿含有仕上塗材

2 廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という)に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。
- (2) 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの。
- ①石綿保温材 ②けいそ土保温材 ③パーライト保温材
- ④人の接触、気流及び振動等により①から③に掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- (3) 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具(負圧・除じん装置に使用したフィルタ(HEPAフィルタ含む)、特殊保護衣・靴カバー、室内掃除用スポンジ等)であって、石綿が付着しているおそれのあるもの。
- (4) 特定防じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設(バグフィルタ、サイクロン、電気集じん装置等)によって集められたもの。
- (5) 特定防じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具(石綿空袋、石綿に汚染された作業衣等)であって、石綿が付着しているおそれのあるもの。

(参考) 水銀廃棄物について [水銀廃棄物ガイドラインより]

※ 水銀廃棄物ガイドライン第4版：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 令和7年3月

1 水銀使用製品産業廃棄物

(1)～(3)の水銀使用製品(水銀又はその化合物が使用されている製品)が産業廃棄物となったもの。

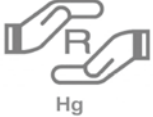
(1) 水銀使用製品のうち、次のもの

1 水銀電池		16 水銀体温計		31 容積分力計	
2 空気亜鉛電池		17 水銀式血圧計		32 滴下水銀電極	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの)	×	18 真空ポンプ(水銀が目視で確認できるもの)		33 参照電極	
4 蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。)	×	19 温度定点セル		34 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	20 顔料(水銀使用製品に塗布されるもの)	×	35 握力計	
6 放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	21 ボイラ(二流体サイクルに用いられるもの)		36 医薬品	
7 農薬		22 灯台の回転装置		37 水銀の製剤	
8 気圧計		23 水銀トリム・ヒール調整装置		38 塩化第一水銀の製剤	
9 湿度計		24 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを含む。))を除く。)	×	39 塩化第二水銀の製剤	
10 液柱形圧力計		25 水銀抵抗原器		40 よう化第二水銀の製剤	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のもの)	×	26 差圧式流量計		41 硝酸第一水銀の製剤	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のもの)	×	27 傾斜計		42 硝酸第二水銀の製剤	
13 真空計	×	28 水銀圧入法測定装置		43 チオシアン酸第二水銀の製剤	
14 ガラス製温度計		29 周波数標準機	×	44 酢酸フェニル水銀の製剤	
15 水銀充填圧力式温度計	×	30 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)			

(2) (1)の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品((1)の×印の組込製品を除く。)

(3) (1)(2)のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

例) 日本語による表記(水銀)、化学記号(Hg)、英語による表記(mercury)、J-Moss 水銀含有マーク



(注) 水銀回収義務付け対象となる水銀使用製品産業廃棄物

1 スイッチ及びリレー	7 真空計	13 真空ポンプ	18 放電管(放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを含む。))を除く。)	23 容積分力計
2 気圧計	8 ガラス製温度計	14 ボイラ・バランス		24 滴下水銀電極
3 湿度計	9 水銀充填圧力式温度計	15 推進薬	19 差圧式流量計	25 電量計
4 液柱形圧力計	10 水銀体温計	16 灯台の回転装置	20 浮ひょう形密度計	26 ジャイロコンパス
5 弾性圧力計	11 水銀式血圧計	17 水銀トリム・ヒール調整装置	21 傾斜計	27 握力計
6 圧力伝送器	12 ひずみゲージ式センサ		22 積算時間計	

2 水銀含有ばいじん等

水銀汚染物(水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの)のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物であって、次に該当するもの。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
ばいじん、燃え殻、汚泥、鉬さい	水銀*を 15mg/kg を超えて含有するもの	水銀*を 1,000mg/kg 以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀*を 15mg/L を超えて含有するもの	水銀*を 1,000mg/L 以上含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む。

3 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

(1) 次の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	・大学及びその附属試験研究機関	・検疫所
・水銀使用製品の製造の用に供する施設	・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	・動物検疫所
・灯台の回転装置が備え付けられた施設	・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	・植物防疫所・家畜保健衛生所
・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品(水銀圧入法測定装置を除く。))を除く。を有する施設	・保健所	・検査業に属する施設
・国又は地方公共団体の試験研究機関		・商品検査業に属する施設
		・臨床検査業に属する施設
		・犯罪鑑識施設

(2) 水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀

3 特別管理産業廃棄物とは（法第 2 条第5項、令第 2 条の4）

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものをいいます。

I 特別管理産業廃棄物の種類

廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満のもの）
廃酸		水素イオン濃度指数(pH)が 2.0 以下の廃酸
廃アルカリ		水素イオン濃度指数(pH)が 12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療関係機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などで、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB*1 等 PCB*1 汚染物 PCB*1 処理物	廃 PCB、PCB を含む廃油 PCB が塗布・染み込んだ紙くず、PCB が染み込んだ汚泥、木くず又は繊維くず PCB が付着・封入された廃プラスチック類又は金属くず、PCB が付着した陶磁器くず又はがれき類 廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの(規則で定める基準に適合しないものに限る。)
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして規則で定めるもの（P2 参照） 廃水銀等を処分するために処理したのものであって、「水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること」に適合しないもの
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材及びその除去工事中から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など（P2 参照）
	ばいじん 燃え殻 廃アルカリ	令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準*2」に適合しないもの
	汚泥	令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準*2」に適合しないもの 指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理した汚泥であって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準*2」に適合しないもの
	鉱さい 政令第 13 号廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準*2」に適合しないもの
	廃油	令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は 1,4-ジオキサンの廃溶剤（含有量の如何にかかわらず）

*1PCB：ポリ塩化ビフェニル
（備考）「医療関係機関等」とは、令別表第 1、第 2 による。「令で定める施設」とは、令別表第 3 による。

*2 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

金 属 等 の 名 称		燃え殻・汚泥・鉱さい・ ばいじん・政令第 13 号廃棄物	廃酸 廃アルカリ
		溶 出 試 験	含 有 量 試 験
1	アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不 検 出	不 検 出
	水銀又はその化合物 (Hg)	0.005 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
2	カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.09 // 以下	0.3 // 以下
3	鉛又はその化合物 (Pb)	0.3 // 以下	1 // 以下
4	有機燐化合物 (O-P)	1 // 以下	1 // 以下
5	六価クロム化合物 (Cr(VI))	1.5 // 以下	5 // 以下
6	砒素又はその化合物 (As)	0.3 // 以下	1 // 以下
7	シアン化合物 (CN)	1 // 以下	1 // 以下
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 // 以下	0.03 // 以下
9	トリクロロエチレン (TCE)	0.1 // 以下	1 // 以下
10	テトラクロロエチレン (PCE)	0.1 // 以下	1 // 以下
11	ジクロロメタン	0.2 // 以下	2 // 以下
12	四塩化炭素 (CCl ₄)	0.02 // 以下	0.2 // 以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.04 // 以下	0.4 // 以下
14	1,1-ジクロロエチレン	1 // 以下	10 // 以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 // 以下	4 // 以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	3 // 以下	30 // 以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 // 以下	0.6 // 以下
18	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.02 // 以下	0.2 // 以下
19	テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	0.06 // 以下	0.6 // 以下
20	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ) -s-トリアジン (シマジン)	0.03 // 以下	0.3 // 以下
21	S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)	0.2 // 以下	2 // 以下
22	ベンゼン (C ₆ H ₆)	0.1 // 以下	1 // 以下
23	セレン又はその化合物 (Se)	0.3 // 以下	1 // 以下
24	1,4-ジオキサン	0.5 // 以下	5 // 以下
25	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下	100pg-TEQ/L 以下

（備考）(1) 廃棄物の種類によって、該当する金属等の種類が異なるので、詳細は令第 2 条の 4 を参照ください。
(2) 検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に定める方法による。
(3) 燃え殻、汚泥、ばいじん中のダイオキシン類は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）により含有量を測定する。

(参考) 廃棄物該当性の判断について〔行政処分の指針より〕

※ 行政処分の指針について：令和3年4月14日付け環循規発第2104141号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知

- (1) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。

なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。

※ その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」、平成17年7月25日付け環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」、令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」及び平成24年3月19日付け環産企発第120319001号・環産対発第120319001号・環産産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」等、個別の品目や製品に係る通知がある場合にはそちらも併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

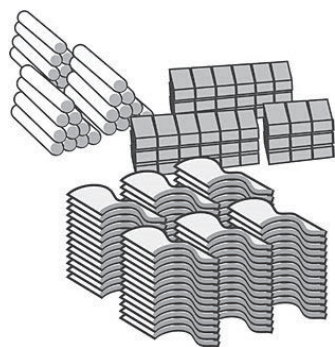
占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。

さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。



- (2) 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。

例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の可否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

4 廃棄物処理法の概要

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

目 的	① 廃棄物の排出抑制、② 廃棄物の適正処理 ③ 生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。	
定 義	廃棄物 ○ごみ、粗大ごみ、燃え殻その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）	
	産業廃棄物	一般廃棄物
	○ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物	○ 産業廃棄物以外の廃棄物
	特別管理産業廃棄物 ○ 爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある産業廃棄物	特別管理一般廃棄物 ○ 爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある一般廃棄物
処理責任等	○ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。＊ ¹	
	○ 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 ○ 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合には、産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託しなければならない。	○ 市町村は、自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない。（市町村は統括的な責任を有する。） ○ 事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合には、一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託しなければならない。
処理業 (収集・運搬又は処分)	○ 都道府県知事等＊ ² の許可制 ○ 施設及び申請者の能力が基準に適合する場合に許可	○ 市町村長の許可制 ○ 施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が市町村の定める一般廃棄物処理計画に適合する場合等に許可
指導監督 (収集・運搬又は処分)	○ 都道府県知事等＊ ² による報告の徴収、立入検査、改善命令等	○ 市町村長による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○ 都道府県知事等＊ ² の許可制	○ 都道府県知事等＊ ² の許可制（ただし、市町村が設置する場合は届出）
指導監督 (処理施設)	○ 都道府県知事等＊ ² による報告の徴収、立入検査、改善命令等	○ 都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令等
指導監督 (排出事業者)	○ 都道府県知事等＊ ² によるマニフェストに係る報告・命令、報告の徴収、立入検査、改善命令等	○ 市町村長による指示、報告の徴収、立入検査等
輸出入規制	○ 国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○ 適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要	○ 国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要
投棄禁止	○ 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○ 何人も、処理基準に従って行う場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰 則 (主なもの)	○ 不法投棄、不法焼却、無許可営業等の場合は、5年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3 億円以下の罰金）	

* 1 一般廃棄物に係る事業者の処理責任：市町村の処理責任の下で、なるべく自らの手で処理するよう努めるほか、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味する。（廃棄物処理法の解説より）

* 2 都道府県知事等：都道府県知事及び令で定める市長。（県内では、「石川県知事」及び「金沢市長」が該当）

5 排出事業者の処理責任（法第3条、第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第21条の3）

排出事業者は、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。「自らの責任」とは、産業廃棄物が適正に最終処分されるまで、その廃棄物に責任をもつことをいいます。

なお、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）については、元請業者（注文者から直接建設工事を請け負った建設業者）に排出事業者としての責任が課せられます。

I 排出事業者の責務

- 1 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- 3 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供する等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正の処理が困難とならないようにしなければならない。
- 4 上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 5 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の確保に努めること。
- 6 従業員等に対し、産業廃棄物の適正処理に関して周知徹底を図ること。

II 排出事業者の処理

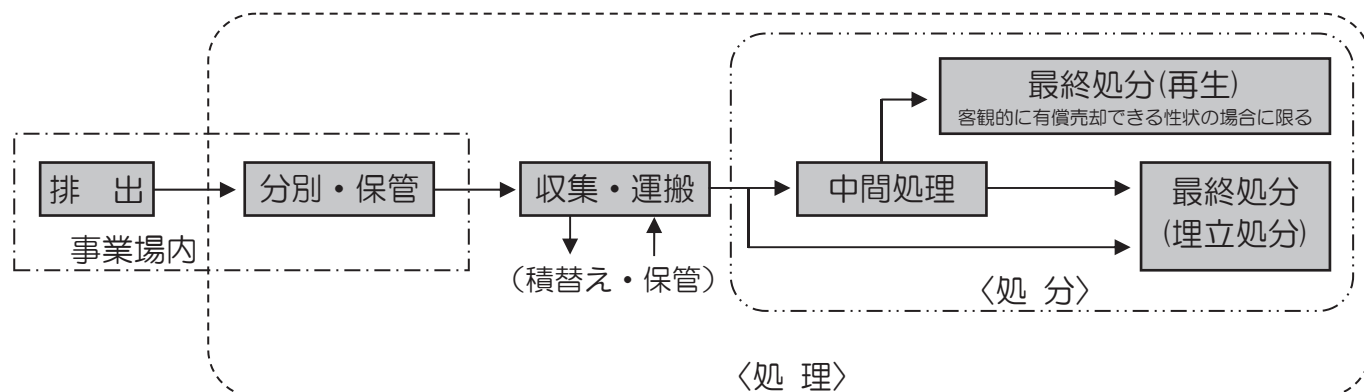
- 1 産業廃棄物は、「産業廃棄物保管基準」及び「産業廃棄物処理基準」に従って適正に処理しなければならない。
- 2 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等に、処分については産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならない。
- 3 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 4 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、又は電子マニフェストに登録しなければならない。

○ 処理は次のいずれかによります。

＜自己処理＞ 排出事業者が自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う。

＜委託処理＞ 収集又は運搬は許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等に、処分は許可を受けた産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託して行う。

○ 処理の流れ



6 土地所有者等の責務（法第5条）

- 1 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

7 処理の基準（法第12条、第12条の2、令第6条、第6条の5）

I 産業廃棄物保管基準（法第12条第2項、規則第8条）

産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管基準

- 1 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

① 縦及び横それぞれ60cm以上であること。

② 次に掲げる事項を表示したものであること。

イ 産業廃棄物の保管の場所である旨

ロ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

ニ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、2(2)に規定する高さのうち最高のもの
- 2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について別図A及びBに定める高さを超えないようにすること。

(3) その他必要な措置
- 3 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 5 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ※ 下請負人が行う建設工事現場内での産業廃棄物の保管については、下請負人にも当該基準が適用される。

(掲示板の例)

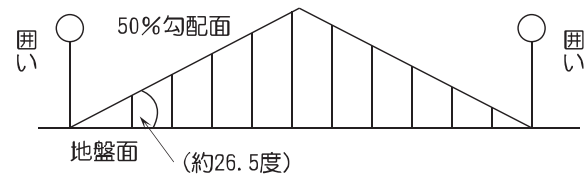
産業廃棄物の保管施設	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
保管の高さ	1.5m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

60cm以上

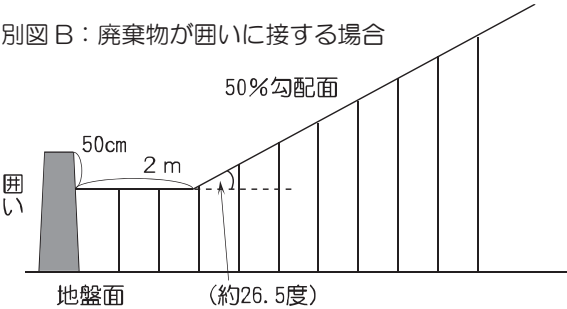
(屋外における保管の高さ制限)

別図 A：廃棄物が囲いに接しない場合



- ・ 囲いの下端から勾配 50%以下

別図 B：廃棄物が囲いに接する場合



- ・ 囲いから2m以内は、囲い高さより 50cm 以下
- ・ 囲いから2m超は、2m線から勾配 50%以下

Ⅱ 特別管理産業廃棄物保管基準（法第 12 条の 2 第 2 項、規則第 8 条の 13）

特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管基準

- 1～3 産業廃棄物保管基準（P 7-1～3）と同じ。（なお、掲示板には「特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨」を表示すること。）
- 4 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- 5 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又は PCB 汚染物若しくは PCB 処理物に係る PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置
 - (2) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
 - (3) PCB 汚染物であって環境大臣が定めるものにあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
 - (4) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあっては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置
 - (5) 廃水銀等にあっては、容器に入れて密封することその他の当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置
 - (6) 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあっては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
 - (7) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

Ⅲ 産業廃棄物処理基準（法第 12 条第 1 項、令第 6 条）

（1）産業廃棄物の収集・運搬の基準

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 5 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。（P41 参照）
- 6 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- 7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 8 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

9 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

10 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- (1)～(3) 産業廃棄物保管基準（P 7-1～3）と同じ。
（なお、掲示板には「積替えのための保管上限（数量）」を加えること。）
- (4) 保管する産業廃棄物の数量が、船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって当該船舶の積載量が積替えのための保管上限を上回るとき又は使用済自動車等を保管する場合を除き、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(掲示板の例)

産業廃棄物の積替え保管施設

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
面 積	100m ²
積 替 え の た め の 保管上限(数量)	83m ³
保 管 の 高 さ	2.5m
管理者の氏名又は 名称及び連絡先	〇〇株式会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

60
cm
以上

60cm以上

11 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物の中間処理（処分又は再生）の基準

1 産業廃棄物の処分又は再生は、次のように行うこと。

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

3 産業廃棄物を焼却する場合には、次の(1)の構造を有する焼却設備を用いて、(2)の方法により焼却すること。

(1) 焼却設備の構造

- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃烧室において発生するガス（以下「燃烧ガス」という。）の温度が 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ② 燃烧に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③ 燃烧室内において廃棄物が燃烧しているときに、燃烧室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃烧室に投入することができるものであること。
- ④ 燃烧室中の燃烧ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉等*1 にあっては、この限りでない。
- ⑤ 燃烧ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃烧ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉等*1 にあっては、この限りでない。

(2) 焼却の方法（H23.4.1 環境省告示第 29 号）

- ① 煙突の先端以外から燃烧ガスが排出されないように焼却すること。
- ② 煙突の先端から火災又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

〔* 1 製鋼の用に供する電気炉等：製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備〕

4 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、次の(1)の構造を有する熱分解設備を用いて、(2)の方法により行うこと。

(1) 熱分解設備の構造

- ① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。
 - イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 - ロ 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。

ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ニ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

ホ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

② ①以外の場合にあっては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(2) 熱分解の方法（H17.1.12 環境省告示第1号）

① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

イ 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。

ロ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

ハ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し25%以下である場合（再生利用を目的とした炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあっては、排出口から火災又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。

ニ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

② ①以外の場合にあっては、①のイ及びロの規定の例による。

5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)～(3) 産業廃棄物保管基準（P7-1～3）と同じ。（なお、掲示板には「処分等のための保管上限（数量）」を加えること。）

(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。

(5) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

（掲示板の例）	
産業廃棄物の保管施設	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 （石綿含有産業廃棄物を含む） （水銀使用製品産業廃棄物を含む）
面積	100m ²
処分のための保管上限（数量）	83m ³
保管の高さ	2.5m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

60
cm
以上

60cm以上

6 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次の方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破砕又は切断であって石綿含有産業廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行う方法であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化する方法により行うものについては、この限りでない。（H18.7.27 環境省告示第102号）

① 石綿含有産業廃棄物の熔融施設において石綿が検出されないよう熔融する方法

② 環境大臣の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

③ 市町村が産業廃棄物を処理する場合において、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設（一般廃棄物処理施設）であって、構造基準に適合するものにおいて、維持管理基準に従い熔融する方法

④ ①～③による処理を行う設備に投入するために必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（②又は③の方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設に係る構造基準の要件を備えた破砕設備を用い、かつ、当該熔融施設に係る維持管理基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。）

7 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、次によること。

- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして、環境省令で定めるもの^{*2}の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法^{*3}により水銀を回収すること。
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

※2 環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、下表に掲げるものが産業廃棄物となったもの

1	スイッチ及びリレー	10	水銀体温計	19	差圧式流量計
2	気圧計	11	水銀式血圧計	20	浮ひょう形密度計
3	湿度計	12	ひずみゲージ式センサ	21	傾斜計
4	液柱形圧力計	13	真空ポンプ	22	積算時間計
5	弾性圧力計	14	ホイール・バランサ	23	容積形力計
6	圧力伝送器	15	推進薬	24	滴下水銀電極
7	真空計	16	灯台の回転装置	25	電量計
8	ガラス製温度計	17	水銀トリム・ヒール調整装置	26	ジャイロコンパス
9	水銀充満圧力式温度計	18	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	27	握力計

② 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定めるものに該当する水銀含有ばいじん等

- イ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい：水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000 mg/kg 以上含有するもの
- ロ 廃酸又は廃アルカリ：水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000 mg/L 以上含有するもの

※3 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（H29.6.9 環境省告示第 57 号）

① 水銀使用製品産業廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- イ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ロ 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

② 水銀含有ばいじん等に係る環境大臣が定める方法は、ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

（産業廃棄物の処分に係る保管量の特例）（規則第 7 条の 8）

- ・船舶の積載量が保管上限（基本数量）を超える場合 $\text{積載量} + \text{基本数量} \times 1/2$
- ・処理施設の定期点検等期間中（実施時期及び期間が予め定められ、かつ、その期間が 7 日を超えるものに限る。）に保管する場合 $\text{処理能力} \times \text{点検等の日数} + \text{基本数量} \times 1/2$ （点検等終了後 60 日以内に基本数量に復帰）
- ・廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合（廃タイヤを処分又は再生のために 4 月から 10 月までの間に保管する場合を含む。）
処理能力の 28 日分
- ・建設業に係る工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた以下の産業廃棄物（分別されたものに限る。）の再生処理施設において、再生のために保管する場合
 - 木くず、コンクリート破片（石綿含有産業廃棄物を除く。） 処理能力の 28 日分
 - アスファルト・コンクリート破片 処理能力の 70 日分
- ・廃タイヤの処理施設が豪雪地帯指定区域（石川県全域が指定区域）にあり、当該処理施設において、廃タイヤを 11 月から翌年 3 月までの間に保管する場合
処理能力の 60 日分

(3) 産業廃棄物の埋立処分の基準

共通基準

- 1 産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
 - 3 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - 4 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね 3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
 - 5 産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - (1) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
 - (2) 安定型産業廃棄物の埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法^{*1}による措置）を講ずること。
- ＊1 環境大臣が定める方法は、次のいずれかとする。（H10.6.16 環境庁告示第 34 号）
- ① 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法
 - ② 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（①の規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を 5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法
- (3) 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（有害な産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
 - (4) 有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 6 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な環境省令で定める設備^{*2}の設置その他の環境省令で定める措置^{*3}を講ずること。ただし公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないものとして環境省令で定める場合^{*4}はこの限りでない。

＊2 遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、地表水が埋立地へ流入することを防止できる開渠その他の設備

＊3 放流水及び周縁の地下水の水質の維持を行うこと。（最終処分基準省令別表第 1 の項目及びダイオキシン類について、許容限度に適合させること。水質の悪化等が認められた場合は、必要な措置を講ずること。）

＊4 安定型産業廃棄物のみ埋立処分を行っている埋立地にあっては、浸透水の水質が最終処分基準省令別表第 2 の項目の基準（年 1 回以上の測定）に適合していること及び BOD 20mg/L 以下又は COD 40mg/L 以下（月 1 回以上の測定）であることが確認された場合に限る。

個別基準

埋立処分は、次のように行うこと。

燃 え 殻	⇒ 管理型処分場
汚 泥	<陸上埋立処分> あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 焼却設備を用いて焼却 ⇒ 管理型処分場 (2) 熱分解設備を用いて熱分解 ⇒ 管理型処分場 (3) 含水率 85%以下に脱水。有機性汚泥は、腐敗物の基準を適用 ⇒ 管理型処分場 <水面埋立処分> ① 有機性汚泥 (1) 焼却設備を用いて焼却 ⇒ 管理型処分場 (2) 熱分解設備を用いて熱分解 ⇒ 管理型処分場 ② 無機性汚泥 ⇒ 管理型処分場
腐 敗 物 〔① 有機性の汚泥 ② 動植物性残さ ③ 動物系固形不要物 ④ 動物のふん尿 ⑤ 動物の死体 ⑥ ①～⑤を処分するため に処理したもの〕	(1) 熱しゃく減量 15%以下に焼却 ⇒ 管理型処分場 (2) コンクリート固型化 ⇒ 管理型処分場 (3) 腐敗物の混入率 ① 40%未満 おおむね 3m以下の層厚に対し、おおむね 50cm の覆土 ⇒ 管理型処分場 ② 40%以上 おおむね 50cm 以下の層厚に対し、おおむね 50cm の覆土 ⇒ 管理型処分場
廃 油 (タールピッチ類を除く。)	あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解 ⇒ 管理型処分場
廃 酸 ・ 廃 アル カ リ	埋立処分禁止
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 〔石綿含有産業廃棄物を除く。〕	あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。(水銀使用製品産業廃棄物を除く) (1) 中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工 ① 自動車等破碎物^{#1}、廃プリント配線板(鉛含有はんだ使用品)、廃容器包装^{#2}、⇒ 管理型処分場 ② ①以外のもの ⇒ 安定型処分場 (2) 焼却設備を用いて焼却 ⇒ 管理型処分場 (3) 熱分解設備を用いて熱分解 ⇒ 管理型処分場 水銀使用製品産業廃棄物 ⇒ 管理型処分場
紙 く す 、 木 く す 繊 維 く す	⇒ 管理型処分場
ゴ ム く す	あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、若しくは切断 ⇒ 安定型処分場 (2) 焼却設備を用いて焼却 ⇒ 管理型処分場 (3) 熱分解設備を用いて熱分解 ⇒ 管理型処分場
金 属 く す	① 自動車等破碎物^{#1}、廃プリント配線板(鉛含有はんだ使用品)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装^{#2}、水銀使用製品産業廃棄物 ⇒ 管理型処分場 ② ①以外のもの ⇒ 安定型処分場
ガ ラ ス く す 、 コン ク リ ー ト く す 及 び 陶 磁 器 く す	① 自動車等破碎物^{#1}、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装^{#2}、水銀使用製品産業廃棄物 ⇒ 管理型処分場 ② ①以外のもの ⇒ 安定型処分場

鉱 さい	① 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融又は無害化処理に生じた環境大臣が指定するもの ⇒ 安定型処分場 ② ①以外のもの ⇒ 管理型処分場
が れ き 類	⇒ 安定型処分場
ば い じ ん 等 〔ばいじん ・燃え殻 ・ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの〕	① 大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。⇒ 管理型処分場 ② 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ③ 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等の処分、再生により生じたもの	あらかじめ、環境大臣が定める基準に適合するものにすること。⇒ 管理型処分場
石綿含有産業廃棄物	(1)① 許可を受けた最終処分場のうち一定の場所において、かつ、石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。 ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等、必要な措置を講ずること。 ⇒ 産業廃棄物の種類に応じて、管理型処分場又は安定型処分場 (2) 溶融施設又は無害化処理の認定に係る施設を用いて処理し、処理により生じたものをあらかじめ環境大臣が定める基準に適合させること。 ① 環境大臣が指定する鉱さい ⇒ 安定型処分場 ② ①以外のもの ⇒ 管理型処分場 〔特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（H4.7.3 環境庁告示第42号）〕
特 定 家 庭 用 機 器 産 業 廃 棄 物	あらかじめ、環境大臣が定める方法により再生し、又は処分すること。 〔特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（H11.6.23 厚生省告示第148号）〕

（備考） 個別の基準中、(1)、(2)、(3)・・・は、これらのいずれかの方法を選択できることを示す。

（安定型産業廃棄物）

・廃プラスチック類〔自動車等破砕物^{#1}、廃プリント配線板（鉛含有はんだ使用品）、廃容器包装^{#2}、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。〕

・ゴムくず

・金属くず〔自動車等破砕物^{#1}、廃プリント配線板（鉛含有はんだ使用品）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装^{#2}、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。〕

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず〔自動車等破砕物^{#1}、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装^{#2}、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。〕

・が れ き 類

・環境大臣の定めるもの〔廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融又は無害化処理に生じた環境大臣が指定する鉱さいであるものに限る。〕

〔#1 自動車等破砕物：自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたもの〕

〔#2 廃容器包装：固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）〕

Ⅳ 特別管理産業廃棄物処理基準（法第 12 条の2 第 1 項、令第 6 条の 5）

（1）特別管理産業廃棄物の収集・運搬の基準

- 1 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - （1）特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - （2）収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - （3）特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - （4）特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、次の場合はこの限りでない。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - ③ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準不適合廃水銀等処理物であって、かつ、硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - ④ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準適合廃水銀等処理物）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条 7 項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条 3 号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合は、この限りではない。
- 5 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。
- 6 感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物若しくは PCB 処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- 7 感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物若しくは PCB 処理物又は廃水銀等を収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであること。
- 8 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項を船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 9 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 10 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - （1）積替えの場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - （2）積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - （3）積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であること、積み替える特別管理産業廃棄物の種類、積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先の表示がされている場所で行うこと。
 - （4）積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、次の場合はこの限りでない。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

- ③ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準不適合廃水銀等処理物であって、かつ、硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ④ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準適合廃水銀等処理物）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- (5) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- (6) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (7) 廃水銀等にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

11 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、廃 PCB 等、PCB 汚染物及び PCB 処理物については、この限りではない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

12 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- (1)～(3) 産業廃棄物保管基準（P7-1～3）と同じ。（なお、掲示板には「特別管理産業廃棄物の保管場所である旨」を表示し、「積替えのための保管上限（数量）」を加えること。
- (4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、次の場合はこの限りでない。

（掲示板の例）

特別管理産業廃棄物の積替え保管施設	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類に限る。）
面積	100m ²
積替えのための保管上限（数量）	83m ³
保管の高さ	2.5m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

60cm以上

- ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ② 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ③ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準不適合廃水銀等処理物であって、かつ、硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ④ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準適合廃水銀等処理物）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- (5) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- (6) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (7) 廃水銀等にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。
- (9) 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であつて当該船舶の積載量が積替えのための保管上限を上回るときを除き、当該保管の場所における 1 日あたりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(2) 特別管理産業廃棄物の中間処理（処分又は再生）の基準

- 1～4 産業廃棄物の処分又は再生の基準（P9-(2)1～3、P10・4）と同じ。
- 5 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 6 廃油（引火点 70℃未満のもの）の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
 - (2) 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして廃油（引火点 70℃未満のもの）でなくする方法
- 7 廃酸（pH 2.0 以下であるもの）又は廃アルカリ（pH12.5 以上であるもの）の処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれをなくする方法として次の方法により行うこと。
- (1) 中和設備を用いて中和する方法
 - (2) 焼却設備を用いて焼却する方法
 - (3) イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても pH 2.0 より大きく、pH 12.5 より小さくすることができる方法
- 8 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
 - (2) 熔融設備を用いて熔融する方法
 - (3) 高压蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設〔病院・診療所など〕以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）
 - (4) 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第 1 の 4 項の中欄に掲げる施設〔病院・診療所など〕以外においては、さらに破砕するなど消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、同法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法
- 9 廃 PCB 等の処分又は再生は、焼却することにより、又は PCB を分解する方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により PCB を分解する方法
 - (2) 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応により PCB を分解する方法
 - (3) 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応により PCB を分解する方法
 - (4) 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応により PCB を分解する方法
 - (5) プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により PCB を分解する方法
 - (6) 環境大臣の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）
- 10 PCB 汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又は PCB を除去若しくは分解する方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず
 - ① 9(2)、9(3)、9(6)に掲げる方法
 - ② 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応により PCB を分解する方法
 - ③ 溶解分解方式の反応設備を用いて熔融反応により PCB を分解する方法
 - ④ 洗浄設備を用いて溶剤により PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法
 - ⑤ 分離設備を用いて PCB を除去する方法
 - (2) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類
 - ① 9(2)、9(3)、9(6)、10(1)②、10(1)③、10(1)⑤に掲げる方法
 - ② 洗浄設備を用いて PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法

- 11 PCB 処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又は PCB を除去若しくは分解する方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 廃油、廃酸又は廃アルカリ 9に掲げる方法
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 10(1)に掲げる方法
- (3) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類 10(2)に掲げる方法
- (4) (1)～(3)以外のもの 9(2)、(3)及び(6)並びに 10(1)②及び③に掲げる方法
- 12 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次の方法により行うこと。
- (1) 熔融施設において石綿が検出されないよう熔融する方法
- (2) 環境大臣の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）
- 13 水銀を含む特別管理産業廃棄物であって、環境省令で定めるもの^{*1}の処分又は再生を行う場合には、次によること。
- (1) 水銀又はその化合物が大气中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) あらかじめ、環境大臣が定める方法^{*2}により水銀を回収すること。
- 〔*1 次の①及び②に掲げる区分に応じ、当該①及び②に定めるものとする。〕
- ① 鉱さい、ばいじん又は汚泥：水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000 mg/kg 以上含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリ：水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000 mg/L 以上含有するもの
- 〔*2 水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法（H29.6.9 環境省告示第 57 号）〕
- 14 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1)～(3) 産業廃棄物保管基準（P7-1～3）と同じ。（なお、掲示板には「特別管理産業廃棄物の保管場所である旨」を表示し、「処分等のための保管上限（数量）」を加えること。）
- (4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持 又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、次の場合はこの限りでない。
- ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ② 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ③ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準不適合廃水銀等処理物であって、かつ、硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ④ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（基準適合廃水銀等処理物）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- (5) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- (6) PCB 汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- (7) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 廃水銀等にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (9) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。
- (10) 当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- (11) 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、特別管理産業廃棄物に係る処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 14 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

（掲示板の例）

特別管理産業廃棄物の保管施設	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類に限る。）
面積	100m ²
処分のための保管上限（数量）	83m ³
保管の高さ	2.5m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

60 cm 以上

60cm 以上

（備考）この基準に従って処分（中間処理）され、特別管理産業廃棄物ではなくなった廃棄物については、通常の産業廃棄物として、収集、運搬、処分又は再生できます。

(3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分の基準

共通基準

- 特別管理産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
- 特別管理産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる特別管理産業廃棄物の一層の厚さはおおむね 3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
- 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所(有害な燃え殻、ばいじん、污泥、廃水銀等処理物、鉋さいにあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。
- 6 に示す有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 7 に規定する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場所には、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令（規則第 1 条の 7 の 3）で定める設備の設置その他環境省令（規則第 1 条の 7 の 4）で定める措置を講ずること。

個別基準

埋立処分は、次のように行うこと。

廃油	あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 焼却設備を用いて焼却 (2) 熱分解設備を用いて熱分解
廃酸 廃アルカリ 感染性産業廃棄物	埋立処分禁止
廃 PCB 等	あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」（P3 参照）に適合するものにすること。⇒ 管理型処分場
PCB 汚染物 PCB 処理物	あらかじめ、次のいずれかの方法により処理すること。 (1) PCB を除去すること。⇒ 管理型処分場 (2) 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」（P3 参照）に適合するものにすること。⇒ 管理型処分場 (3) PCB 汚染物の材質、PCB の封入の状態等により(1)又は(2)によることが困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること。
廃水銀等	あらかじめ、環境大臣が定めるところ（金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（S52.3.14 環境庁告示第 5 号））により硫化し、及び固型化すること。 (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場
廃水銀等処理物 (廃水銀等を処分するために処理したものを含む。)	(1) 水面埋立処分を行ってはならないこと。 (2) 基準適合廃水銀等処理物を管理型処分場に埋立処分する場合は、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずおそれのないように、次の必要な措置を講ずること。 ① 一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。 ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。 ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。 ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。
廃石綿等	① 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 ② 埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 ③ 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 ⇒ 管理型処分場又は遮断型処分場

ばいじん・燃え殻	① Hg を含むもの あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合させること。⇒ 管理型処分場 (2) 環境大臣が定めるところ（金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（S52.3.14 環境庁告示第 5 号）により固型化すること。 (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場 ② Cd、Pb、Cr(VI)、As、Se、1,4-ジオキサンを含むもの (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場 ③ ダイオキシン類を含むもの あらかじめ、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合させること。 ⇒ 管理型処分場
ばいじん・燃え殻 （ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したものを含む。）	P14 ばいじん等①～③
汚泥	① Hg、CN を含むもの あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合させること。⇒ 管理型処分場 (2) 環境大臣が定めるところにより固型化すること。 (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場 ② Cd、Pb、O-P、Cr(VI)、As、PCB、Se を含むもの (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場 ③ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの あらかじめ、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合させること。⇒ 管理型処分場 ④ ダイオキシン類を含むもの あらかじめ、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合させること。⇒ 管理型処分場 <陸上埋立処分> あらかじめ、次のいずれかによる処分を行うこと。 (1) 焼却設備を用いて焼却 (2) 熱分解設備を用いて熱分解 (3) 含水率 85%以下に脱水。有機性汚泥は、腐敗物の基準を適用 <水面埋立処分> 有機性汚泥（下水道汚泥）は、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解
腐敗物 （有機性の汚泥及びこれを処理したもの）	(1) 熱しゃく減量 15%以下に焼却 (2) コンクリート固型化 (3) 腐敗物の混入率 ① 40%未満 一層の厚さは、おおむね 3m 以下とし、一層ごとにその表面をおおむね 50cm の覆土 ② 40%以上 一層の厚さは、おおむね 50cm 以下とし、一層ごとにその表面をおおむね 50cm の覆土
鉍さい	Hg、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Se を含むもの (適) ⇒ 管理型処分場 (不適) ⇒ 遮断型処分場

- (備考) ① 個別基準中、(1)、(2)、(3)・・・で示す事項は、これらのいずれかの方法によることを示す。
 ② 埋立処分の基準中、(適)は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(P3 参照)に適合することを示し、(不適)は同基準に適合しないことを示す。
 ③ 特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならない。

8 処理の委託 (法第12条第5項、第12条の2第5項、第14条第16項、令第6条の2、第6条の6、第6条の12)

事業者から排出された産業廃棄物は、一般には処分できる場所まで運搬されたのち、中間処理あるいは最終処分されます。中間処理には、破碎、脱水、焼却、中和等があり、最終処分には埋立処分と海洋投入処分があります。これらの運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託基準に従い、その運搬については産業廃棄物収集運搬業者等に、その処分については産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

なお、処理業者の再委託は原則禁止されています。ただし、処理業者があらかじめ排出事業者に対して再受託者の氏名又は名称及び再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で、書面により当該排出事業者の承諾を受ける等の政令で定める基準に従って再委託する場合等はこの限りでないとされています。この場合、排出事業者はその承諾書の写しを5年間保存しなければなりません。

I 委託の基準

- 1 他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲*に含まれるものに委託すること。
- 2 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる条項が含まれていること。
 - (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - (3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
 - (4) 中間処理後の産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
 - (5) 委託契約の有効期間
 - (6) 委託者が受託者に支払う料金
 - (7) 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
 - (8) 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
 - (9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
 - (10) 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ① 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ④ 当該産業廃棄物（廃パソコン、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機）が日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - ⑤ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ⑥ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - (11) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に関する(10)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 - (12) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - (13) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 3 2の委託契約書及び書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。

(備考) (1) 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。

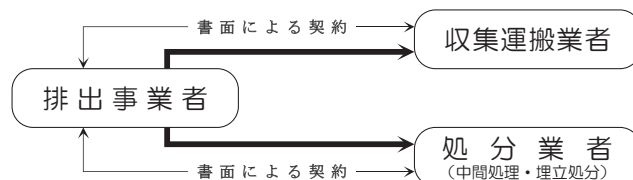
また、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとするときは、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で処理業者に通知しなければなりません。

(2) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維については、これらを専門に取り扱っている既存の回収業者に運搬又は再生を委託することができます。なお、この場合においても委託の基準が適用されます。

(3) 「事業の範囲*」とは、収集運搬業にあっては積替えの有無及び取扱う産業廃棄物の種類を、処分業にあっては中間処理又は最終処分の区分及び焼却処分、埋立処分等の中間処理又は最終処分の内容並びに取り扱う産業廃棄物の種類をいう。

○産業廃棄物の委託の流れは右図のようになります。

※ 委託契約書の様式は、(公社)全国産業資源循環連合会の標準様式又は(一社)日本建設業連合会等の建設廃棄物処理委託契約書様式を参考にしてください。



Ⅱ 委託の手順

委託前	1 収集運搬業者及び処分業者の許可証の確認 委託しようとする収集運搬業者及び処分業者から許可証などの写しを受け取り、次の①～⑤について調べ、処理委託しようとする廃棄物が委託しても適正に処理できるかどうかを確認すること。 ① 業の区分(収集運搬ができるのか、処分ができるのか。) ② 産業廃棄物の種類(どのような種類の産業廃棄物を取り扱えるのか。) ③ 処理施設の種類及び処理能力[最終処分にあっては面積・容量](どのような処理をする施設か。) ④ 許可条件(どのような条件がついているのか。) ⑤ 許可期間(期限を過ぎていないか。) ※ 平成23年4月の法改正により、収集運搬業の許可は都道府県知事に原則一元化されました。ただし、政令市長(例えば、県内で金沢市長)の積替えの許可を有する者及び当該政令市内のみで政令市長の許可を受けて収集運搬する者を除く。 2 現地確認 施設能力等を実地に確認すること。 3 排出事業者による処理業者への情報提供 産業廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、適正処理を確保するため、廃棄物の有害性、物理的・化学的性状、組成・成分情報、取り扱う際の注意事項を書面(WDSガイドラインを参照)により情報提供すること。 4 委託契約((公社)全国産業資源循環連合会の標準契約書の様式又は(一社)日本建設業連合会等の建設廃棄物処理委託契約書様式を参考にすること。) ① 処分業者と書面により委託契約を結ぶ。 ② 収集運搬業者と書面により委託契約を結ぶ。	○ 収集運搬業者については、積み込みと積下ろし場所をそれぞれ管轄する都道府県知事等の許可を有しているかを確認すること。 ○ 排出した産業廃棄物の性状と処分業者の処理方法とを照らし合わせて適切な処分業者を選ぶこと。 ○ 産業廃棄物の種類によっては、事前に有害物質等の分析を行ってチェックすること。 ○ 中間処理業者に処分を委託する場合には、中間処理後の産業廃棄物を最終処分する場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分施設の処理能力を確認すること。 ○ 特別管理産業廃棄物については、種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書通知する。
委託時	1 運搬車両の確認 委託した業者が取りにきているかどうか運搬車両の表示等で確認すること。 2 産業廃棄物管理票(以下、紙マニフェストという。)に必要な事項を自ら記入する。 (収集運搬業者名及び処分業者名等、処分受託欄の記入を忘れないこと。) 3 収集運搬業者への引渡しと同時に紙マニフェストを交付する。 (電子マニフェストの場合は、引渡しから3日以内に情報処理センターに必要な事項を登録)	
委託後	1 処分の確認 契約書どおり処理が行われたか紙マニフェスト又は電子マニフェストにより確認すること。マニフェスト交付(登録)の日から90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)に送付(報告)を受けない場合は、速やかに運搬又は処分の状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに30日以内に知事(金沢市内にあっては市長。以下同じ。)に報告すること。(必要に応じて現地調査すること。) また、委託した産業廃棄物の中間処理後の廃棄物の最終処分の完了をマニフェストにより確認すること。180日以内に最終処分のマニフェストが送付(報告)されないときは、当該委託の産業廃棄物の運搬・処分の状況を把握し、適切な措置を講ずるとともに30日以内に知事に報告すること。 2 記録・保管 処理結果をいつでも分かるように記録整理すること。 ① 処理年月日(いつ) ② 産業廃棄物の種類(何を) ③ 処理量(どれだけの量を) ④ 収集運搬業者名・住所・許可番号(誰が運搬したのか。) ⑤ 処分業者名(誰が中間処理又は最終処分したのか。) ⑥ 中間処理方法又は、最終処分方法(どのように処理したのか。) ⑦ 処分場所(どこで処分したのか。) 3 知事(金沢市内にあっては市長。以下同じ。)への報告 (1) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 事業場ごとに6月30日までにその年の3月31日以前の1年間の紙マニフェストの交付状況を知事に報告しなければなりません。(電子マニフェストの場合は不要) (2) 適正処理困難通知を受けたときの措置 ① 速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握する。 ② 処理業者に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、必要な措置を講じ、30日以内に「措置内容等報告書」を知事に提出しなければなりません。(電子マニフェストの場合も必要)	○ 紙マニフェストは5年間保存すること。 ○ 特別管理産業廃棄物については、事業場ごとに帳簿の記載、保存義務があります。(P29参照)

Ⅲ 適正処理困難通知(法第14条第13項、第14条の4第13項、規則第10条の6の2、第10条の18の2)

収集運搬業者及び処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある次の事由が生じたときには、10日以内に、その旨を排出事業者に通知しなければなりません。

なお、通知を受けた排出事業者(中間処理業者を含む。)は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません。(Ⅱの「委託後」3(2)を参照)

- 産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。
- 産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。
- 産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。
- 産業廃棄物処理施設である最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。
- 産業廃棄物処理業者又はその役員などが欠格要件に該当するに至ったこと。
- 事業停止命令を受けたこと。
- 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、施設許可の取消しを受けたこと。
- 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、使用停止命令、改善命令又は措置命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

Ⅳ 維持修繕工事及び瑕疵補修工事における廃棄物の運搬に係る例外（法第21条の3第3項、規則第18条の2）

建設工事については、元請業者が排出事業者となり、下請負人が廃棄物を運搬する場合には、原則、収集運搬業の許可が必要になりますが、次のいずれにも該当すると認められる建設工事に伴い生ずる廃棄物に限り、当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請負人が自らその運搬を行う場合については、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなし、収集運搬業の許可を受けずに運搬することができます。

- (1) 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物であるもの
- ① 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
- ② 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事（瑕疵補修工事）であって、これが請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- (2) 特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること
- (3) 1回当たりに運搬される量が1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
- (4) 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存する、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるもの
- (5) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

＜下請業者が、収集運搬業の許可を受けないで、元請業者の保管場所に自ら運搬する場合における車両に携行しなければならない書面＞

別記様式

(表面)

平成 年 月 日

下請負人

元請業者
住所
氏名又は名称
電話番号

印

下請負人
住所
氏名又は名称
電話番号

印

下請負人
住所
氏名又は名称
電話番号

印

事業場の所在地

氏名又は名称

住所

号

番

運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量

種類

量

運搬先の施設名

運搬先の施設の所有権又は使用権原

所有権

使用権原

元請業者の氏名又は名称

印

(日本工業規格 A判4号)

(裏面)

運搬を行う期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

運搬を行う従業員の氏名

運搬車の車両番号

維持修繕工事の場合

当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請代金が500万円以下であることを誓約します。

元請業者の氏名又は名称

印

瑕疵補修工事の場合

引渡年月日

平成 年 月 日

当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。

元請業者の氏名又は名称

印

備考

1 元請業者及び下請負人の印押は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の印押又は署名で足りるものとする。

2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1t以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：数一車）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。

3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の印押又は署名で足りるものとする。

4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした処理業者の事業場の隣に隣接する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。

5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の印押又は署名で足りるものとする。

運搬にあたっては、請負契約の基本契約書の写し、マニフェスト及び上記(1)から(5)を証する書面の携行等が必要となります。

Ⅴ 産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物を除く。）の許可を要しない者及び産業廃棄物の処理に係る特例

対象となる廃棄物	根拠法令	収集運搬できる者	処分（再生）できる者	施設の設置許可	委託契約書作成義務	管理票使用義務
専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）	専ら物 〔法第14条第1項〕 〔法第14条第6項〕	既存の専ら物取扱い業者 産業廃棄物収集運搬業者	既存の専ら物取扱い業者 産業廃棄物処分業者	許可施設要件に該当する場合は必要	あり	なし
廃ゴム製品、汚泥、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物	再生利用認定制度 （法第15条の4の2）	認定を受けた者 産業廃棄物収集運搬業者	認定を受けた者 産業廃棄物処分業者	認定を受けた者は許可不要	あり	なし
対象物の限定なし （規則第12条の12の8）	広域的処理認定制度 （法第15条の4の3）	認定を受けた者 産業廃棄物収集運搬業者	認定を受けた者 産業廃棄物処分業者	許可施設要件に該当する場合は必要	あり	なし
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	無害化処理認定制度 （法第15条の4の4）	認定を受けた者 産業廃棄物収集運搬業者	認定を受けた者 産業廃棄物処分業者	認定を受けた者は許可不要	あり	あり
ユニット型エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機（業務用を除く。）	家電リサイクル法 〔特定家庭用機器再商品化法〕	小売業者、指定法人、指定法人から委託を受けた者、産業廃棄物収集運搬業者（一般廃棄物も運搬可能）	製造・輸入業者、指定法人、指定法人から委託を受けた者、産業廃棄物処分業者（一般廃棄物は処分不可能）	許可施設要件に該当する場合は必要	なし （ただし、産業廃棄物処理業者に委託する場合は必要）	産業廃棄物処理業者に委託する場合のみ必要 通常は、特定家庭用機器廃棄物管理票
使用済自動車（ただし、被牽引車、二輪車、特殊自動車、架装物、農業機械等は除く。）	自動車リサイクル法 〔使用済自動車の再資源化等に関する法律〕	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、産業廃棄物収集運搬業者（登録業者からの受託で実施可能）	解体業者、破砕業者、認定を受けた自動車製造業者等、指定再資源化機関等	許可施設要件に該当する場合は必要	なし	なし （情報管理センターへの報告が必要）
使用済小型電子機器等（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物としての処理も可能）	小型家電リサイクル法 〔使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律〕	認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者 〔廃棄物処理法に基づく処理の場合は、産業廃棄物収集運搬業者〕	認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者 〔廃棄物処理法に基づく処理の場合は、産業廃棄物処分業者〕	許可施設要件に該当する場合は必要	あり	あり
使用済プラスチック使用製品（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物としての処理も可能）	プラスチック資源循環促進法 〔プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律〕	認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者 〔廃棄物処理法に基づく処理の場合は、産業廃棄物収集運搬業者〕	認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者 〔廃棄物処理法に基づく処理の場合は、産業廃棄物処分業者〕	許可施設要件に該当する場合は必要	あり	あり

※ 上記のほか、規則第9条、第10条の3、第10条の11、第10条の15に記載された者は許可不要です。

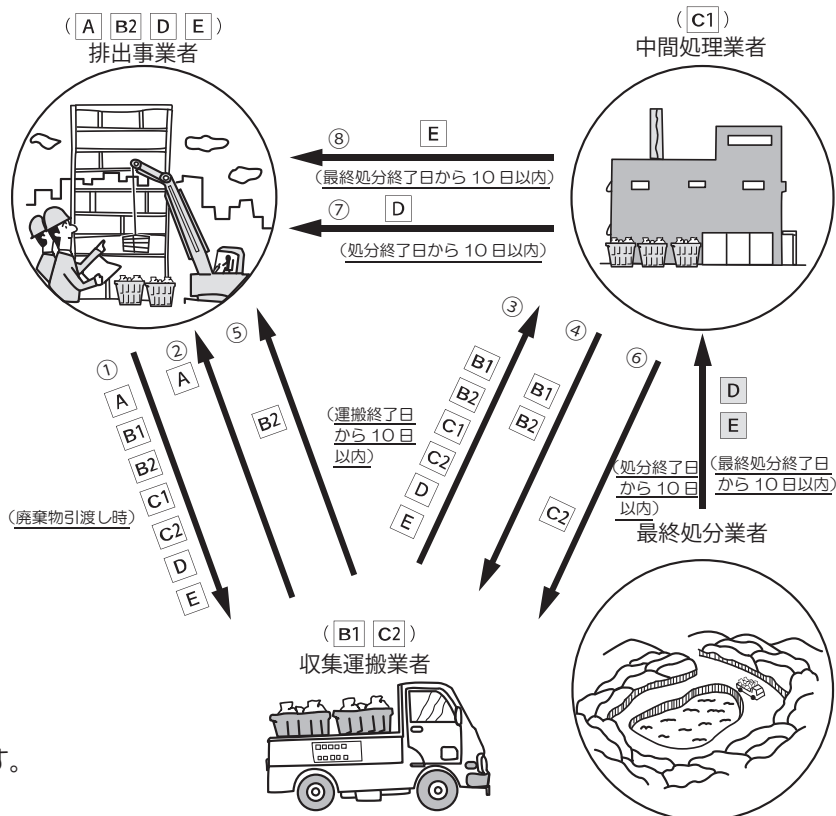
9 マニフェストの交付（登録）（法第12条の3、第12条の5）

平成10年12月1日から、すべての産業廃棄物に対してマニフェストの使用が義務付けられています。複写式紙伝票による産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又はパソコンや携帯電話を使用する方式（電子マニフェスト）のどちらかを選ばなければなりません。

また、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 t 以上の事業場を設置する事業者は、電子マニフェストを使用しなければなりません。

なお、環境省令で定める場合（専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみを委託する場合等）は、マニフェストは必要ありません。

紙マニフェストの流れ



紙マニフェストは廃棄物を引き渡すと同時に産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとに交付する必要があります。

注 1) $\boxed{A} \sim \boxed{E}$ は一次マニフェストを表す。

$D \sim E$ は二次マニフェストを表す。

注2) () 内は当該伝票の保管場所を示す。

直行用マニフェスト（7枚複写）

対象：産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合

A 票 排出事業者の保存用

B 1 票 運搬業者の控え

B2票 運搬業者から排出事業者へ返送され、運搬終了を確認

C 1 票 処分業者の保存用

C 2票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認

D 票 処分業者から排出事業者へ返送され、処分
終了を確認

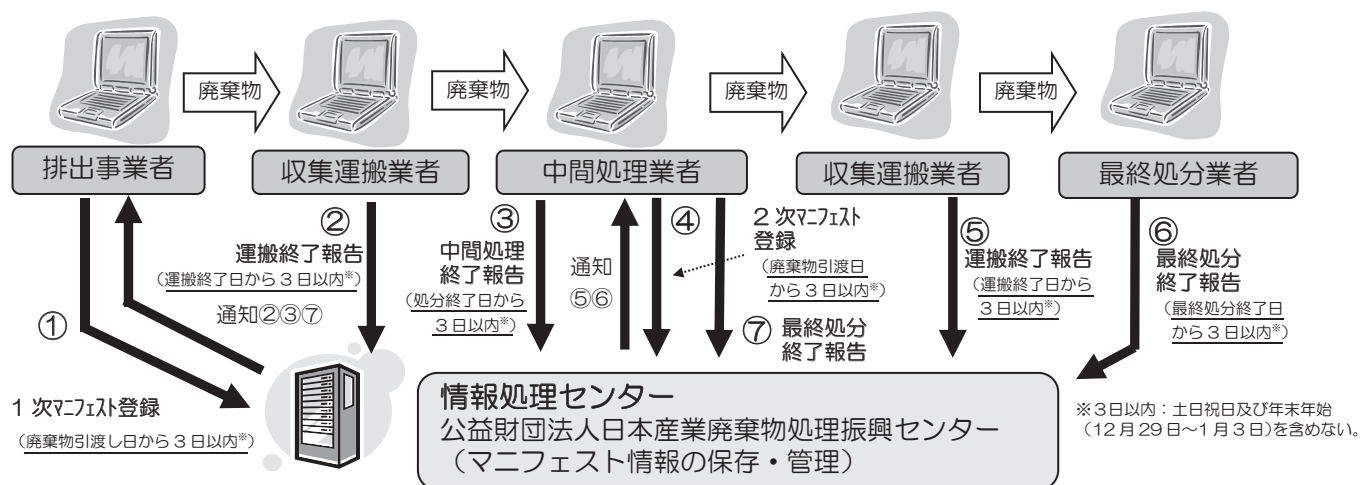
票 処分業者から排出事業者に戻送され、最終
処分終了を確認

(公社) 全国産業資源循環連合会発行 産業廃棄物管理票

[illegible]

E票のここには、最終処分を行った場所が記入されます。

電子マニフェストの流れ



排出事業者の責務

責務	紙マニフェスト	電子マニフェスト
運搬・処分・最終処分終了の確認	A票、B2票（運搬終了の報告）、D票（処分終了の報告）、E票（最終処分終了報告）を照らし合わせ、運搬・処分終了を確認します。	処理業者からの②運搬終了報告、③中間処理終了報告、⑦最終処分終了報告により、運搬・処分の終了を確認します。
マニフェストの写しの保存	A票は交付日から、B2票、D票、E票は送付を受けた日から5年間保存します。	不要
交付状況の報告	毎年度の交付状況を整理・集計し、6月30日までに知事（金沢市内にあっては市長。以下同じ）に報告します。[P27 参照]	不要
マニフェストの写しの送付がない場合、適正処理困難通知を受けた場合等の措置	以下のいずれかに該当する場合、速やかに運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、30日以内に「措置内容等報告書」により、知事に報告します。 ※ 排出事業者が講ずべき措置の例 - 通知を発出した産業廃棄物処理業者に新たな処理委託は行わないこと。 - 委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して、他の産業廃棄物処理業者に処分を委託し直すこと。 - 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者に依頼し、他の産業廃棄物処理業者に再委託基準に則って再委託させること。（P21 参照）	① 定められた期間内（P27 参照）に運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処分終了報告がない場合 ② 運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処分終了報告に虚偽の内容がある場合 ③ 処理業者から、処理を適正に行うことが困難となった旨の通知を受けた際に、引き渡した産業廃棄物について処理が終了したマニフェストの送付を受けていない場合
電子マニフェストの使用 (令和2年4月1日より)	—	前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 t 以上の事業場を設置する事業者*

*規則第8条の31の4に基づき、電子マニフェストの登録が困難な場合には、紙マニフェストの交付が認められています。

収集運搬受託者及び処分受託者に係るマニフェスト関係の責務

- マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。
(電子マニフェストを使用する場合及び広域認定業者等のマニフェストの交付を要しない場合には適用されません。)
- 収集運搬受託者は運搬を終了したときは、10日以内に管理票交付者にB2票を送付しなければなりません。処分受託者は処分を終了したときは、10日以内にD票を管理票交付者に送付し、収集運搬業者にC2票を送付しなければなりません。
- 収集運搬受託者はB1票及びC2票、処分受託者はC1票をそれぞれ5年間保存。
- 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10日以内に、その旨を当該委託した者に書面により通知しなければならない。(電子ファイル可)

マニフェストの記入のしかた

食品系産業廃棄物の場合 一次・直行用マニフェスト（7枚複写）

マニフェスト交付番号 は10桁であらかじめ印刷してあります。
チェックデジットは、コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用します。

交付年月日	2023年 4 月 10 日	交付番号	9999999999 9	整理番号		氏名	交付担当者	美味 美食	排出事業者控	交付担当者の氏名
排出事業者の名称・住所等	事 業 者 名 称 凸凹食品工業(株) 所在地 〒000-0099 電話番号 0012-0050-0000 石川県〇〇市 × × 町 1-5									
委託する廃棄物の種類・数量等	事 業 場 名 称 凸凹食品工業(株) 所在地 〒000-0001 電話番号 0012-0055-0000 石川県△〇市 × × 町 11-11									

委託する廃棄物の種類・数量等

廃棄物の分類コード番号は電子マニフェストと共通です。

一次マニフェストでは、ここには記入不要ですので、斜線を引いてください。
(二次マニフェストの場合に使用)

運搬業者の名称・住所等
処分業者の名称・住所等
運搬受託者の受領確認

運搬受託者が受領時に会社名、担当者の氏名を記入します。

Checkpoint!

運搬受託者に廃棄物を引き渡した際、会社名、担当者の氏名が記入されているかご確認ください。

産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)	☒ 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
〇10100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	バラ
〇10200 汚泥	☐ 1300 引火性廃油(有害)	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	
〇10300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	
〇10400 廃酸	☐ 1500 酸がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	
〇10500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	豆腐かす
〇10600 廃アルカリ類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	
〇10700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性産業廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	焼却
〇10800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	
〇10900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不燃物	☐ 7421 廃石綿等		備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物
☒ 1000 動植物性残さ	☐ 7422 指定下水汚泥	☐ 7423 鋳さい(有害)		
〇1100 ゴムくず	☐ 7423 鋳さい(有害)			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 × × 処理センター 0012-0055-5858 石川県△〇市△〇町 8-88-8			

運搬や処分する際の注意事項

運搬先の事業場の名称・所在地等

斜線部は、A票では記入の必要はありません。

「B2票」「D票」「E票」が戻ったときに、「A票」のこの欄に日付を記入します。

運搬受託者	名称 × × 処理センター(株)△事業所	所在地 〒000-0088 電話番号 0012-0055-5858
処分受託者	名称 石川県△〇市□□町 58-58	電話番号

運搬	数量(及び単位)	数量(及び単位)
年月日	有価物収集量	最終処分量
年月日	年月日	年月日

照 合	B 2 票	年 月 日
確 認	D 票	年 月 日
	E 票	年 月 日

(公社) 全国産業資源循環連合会発行 産業廃棄物管理票

10 マニフェストに関する提出書類

区 分	手続きの対象者	提 出 時 期	報告内容	報告様式
産業廃棄物管理票交付等状況報告書(法第12条の3第7項)	紙マニフェスト (産業廃棄物管理票)の交付者	毎年6月30日まで ※ 電子マニフェストを使用した場合は、報告不要 ※ 電子申請による提出可能(詳しくは、県ホームページを参照してください。)	産業廃棄物の種類、排出量、産業廃棄物管理票の交付枚数等	様式第3号 (規則第8条の27関係)
措置内容等報告書(法第12条の3第8項、法第12条の5第11項)	紙マニフェスト (産業廃棄物管理票)の交付者 電子マニフェスト の利用者	下記期間が経過した日から30日以内 ① マニフェストの交付(登録)から、90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)に運搬又は、処分終了の送付(報告)を受けないとき。 ② 180日以内に中間処理後の廃棄物に係る最終処分の終了確認の送付(報告)を受けないとき。 下記の日から30日以内 ① 必要事項が記載されていないマニフェストの送付を受けた日 ② 虚偽の記載(内容)のあるマニフェストの送付(報告)を受け、これを知った日 ③ 適正処理困難通知(P22参照)を受けた日(マニフェストの写しの送付を受けていないとき。)	運搬又は処分の状況、支障の除去又は発生防止のために講じた措置(P25参照)の内容等	紙マニフェスト様式第4号 (規則第8条の29関係) 電子マニフェスト様式第5号 (規則第8条の38関係)

様式第三号(第八条の二十七関係)

【重要】

- 紙で提出された報告書は、AIにより自動で読み取りますので、それぞれの記載欄の枠内に収まるよう記載して下さい。
- 報告書は10行で1枚の様式です。行が足りない場合は、行を追加、または2枚目以降に記載して下さい。
- 産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに、行を改めて記載して下さい。
- 電子マニフェストを利用した分については、記載する必要はありません。

記載例

申請報告 1 / 2
令和 7 年 6 月 30 日

報告書が何枚中の何枚かを記載して下さい(電子データで提出する場合は記入不要です)。

氏名 関西建設株式会社 代表取締役 関西 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

業種は、日本標準産業分類の中分類で記載してください。 076-○○○-○○○

事業場 至 様 総合工事業

事業場の電話番号 0761-○○○-○○○

番号	区分	産 物	業 種	発生段階から複数の種類が一体不可分の状態に混合したもの	排出量(t)	管理票の交付枚数	運 搬 受 託 者 の 許 可 番 号	運 搬 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	101	廃プラスチック類	金属くず	建設系産業廃棄物	0.13	1	034567	〇〇運輸(株)	富山県〇〇市〇〇	011111	(株) 〇〇環境処理	
2	101	廃プラスチック類	金属くず	建設系産業廃棄物	0.98	5	112345	(株) △△運送	富山県〇〇市〇〇	011111	(株) 〇〇環境処理	
3	102	石綿含有産業廃棄物【がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)】	金属くず	建設系産業廃棄物	1.00	2	012345	〇〇運送(株)	石川県金沢市〇〇ム			運搬を区間委託した場合は2段書きして下さい。 「番号」の欄は先頭行のみ記載、「区分」の欄は区間全てに記載して下さい。
	102		金属くず	建設系産業廃棄物			011223	〇〇クリーン(株)	石川県七尾市△△〇	011123	〇〇クリーン(株)	
4	101	汚泥	金属くず	建設系産業廃棄物	0.05	1	△	自社運搬	福井県△△市〇〇〇	012345	(株) 〇〇センター	
5	101	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	金属くず	建設系産業廃棄物	11.00	5	112345	(株) △△運送	石川県金沢市〇〇〇〇	△	自社処理	

業種により以下のとおり記載して下さい

業種が「産業廃棄物処理業以外」

- 処分場へ直接運搬 : 101
- 積替・保管(区間委託) : 102
- 再委託あり : 103

業種が「産業廃棄物処理業」

- 処分場へ直接運搬 : 201
- 積替・保管(区間委託) : 202
- 再委託あり : 203

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定有害産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載して下さい。

排出量の単位は「トン」を用いてください。重量が不明な場合は、5ページのm³とトンの換算例(参考値)によって換算して記載して下さい。

許可番号の下6桁を記載してください。(許可番号は、許可証等で確認してください。)

収集運搬の委託を行わず、事業者が自ら運搬した場合は、「自社運搬」と記載してください。(許可番号欄には「※」を記載して下さい。)

運搬先の住所は、収集運搬業者が運搬する最終目的地(中間処理施設・埋立処分場等)の所在地を記載します。運搬先と処分場所が同一の場合は、重ねて処分場所の住所欄に記載する必要はありません。

処分の委託を行わず、事業者が自ら処分した場合は、「自社処理」と記載してください。(許可番号欄には「※」を記載して下さい。)

1.1 優良産廃処理業者認定制度 ー排出事業者の方へー

(令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14、規則第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2)

I 趣旨

平成 23 年 4 月から施行された改正法により、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を知事（金沢市にあっては市長）が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）は、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与する制度が創設されました。

排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

II 優良認定制度の概要

処理業者からの「優良基準」適合性の審査申請を審査し、基準適合と認定された場合は、処理業者の許可証に「優良マーク」を追記します。

III 優良基準

- (1) 従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する 5 年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) 次に掲げる事項について、申請の日前 6 月間にわたり、（既に優良認定を受けた者は、許可を受けた日から申請日まで）インターネットで公表し、かつ、所定の頻度により更新していること。
 - ①（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業共通の公開事項
法人である場合には当該法人に関する事項及び直前 3 年間分の財務諸表、個人である場合には氏名・住所及び事業の内容、事業計画の概要、許可証の写し、事業者が処分を委託するに当たって支払う料金を提示する方法 等
 - ②（特別管理）産業廃棄物収集運搬業のみの公開事項
運搬施設に関する情報、積替え保管施設の情報、直前 3 年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る事項（種類ごとの受入量、運搬方法ごとの運搬量） 等
 - ③（特別管理）産業廃棄物処分業のみの公開事項
処理施設に関する情報、処理工程図、直前 3 年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項（種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量） 等
- (3) ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を受けていること。
- (4) 電子マニフェストの利用が可能であること。
- (5) 直前 3 年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- (6) 「直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること。」又は「前事業年度における営業利益金額等（営業利益金額＋減価償却費）が零を超えていること。」のいずれかであること。
- (7) 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。
- (8) 法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。
- (9) 特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立をしていること。

許可番号 017		号
産業廃棄物収集運搬業許可証		
住 所	優良 石川県	
氏 名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。		
石川県知事		
許可の年月日	年 月 日	
許可の有効年月日	年 月 日	
1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び、積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)		
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ		
3. 許可の条件		
4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容)		
5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号		
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無		

1.2 排出事業者が産業廃棄物を事業場外に保管する場合の届出

(法第 12 条第 3 項、第 4 項、第 12 条の 2 第 3 項、第 4 項)

排出事業者は、(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該(特別管理)産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に届け出なければなりません。また、非常災害のために必要な応急措置として保管を行った事業者は、保管を行った日から 14 日以内に届け出なければなりません。

- (1) 保管の届出の対象となる(特別管理)産業廃棄物
建設工事に伴い生ずる(特別管理)産業廃棄物

(2) 保管の届出の対象となる保管場所の規模

(1)の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場の外(建設工事現場の外)において、事業者(元請業者)が自ら保管するものであって、保管場所の面積が300㎡以上である場所。ただし、次の①～③の場合は届出の対象外となる。

- ① (特別管理)産業廃棄物収集運搬業又は(特別管理)産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- ② 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ③ 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管
- ④ P C B特別措置法第8条第1項の規定による届出に係るP C B廃棄物の保管

13 有害使用済機器 (法第17条の2)

主に輸出目的で収集された雑品スクラップについて、国内において、環境保全措置が十分に講じられないまま、保管又は処分されることにより、火災発生を含め、生活環境上の支障(有害物質の漏出等)が発生しています。

このため、廃棄物処理法の改正(平成30年4月1日施行)により、使用を終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、家電4品目(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ)*¹及び小型家電28品目(電子レンジ、掃除機、携帯電話、パソコン等)*²(業務用であるが家庭用と判別困難な機器を含む。)を「有害使用済機器」と定め、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(規則で定める者を除く。)に対し、都道府県知事等への届出及び保管・処分に係る基準の遵守が義務付けられました。「有害使用済機器保管等業者」として当該届出は、事業を開始する日の10日前までに、都道府県知事等に提出する必要があります。

※1:「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行令」第1条に掲げる「特定家庭用機器」

※2:「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行令」第1条に掲げる「小型電子機器等」

○不要となった家電4品目及び小型家電28品目は、不用品回収業者等に引き渡さず、次のように適正に処分してください。

- ・家電4品目:家電販売店、指定引取場所に引き渡してください。
- ・小型家電28品目:(生活系)市町のごみ分別ルールに従って出してください。(協力店で回収している場合もあります。)
- (事業系)小型家電リサイクル法認定業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者等へ引き渡してください。

14 帳簿の備え付け (法第12条第13項、第12条の2第14項)

次の(1)に掲げる排出事業者は、帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について、次の(2)に掲げる事項を記載し、毎月末までに、前月中における事項について記載を終了しなければなりません。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

(1) 帳簿を備えることを要する排出事業者

- ① 産業廃棄物処理施設(法第15条施設)を設置している排出事業者
- ② 産業廃棄物処理施設(法第15条施設)以外の焼却施設を設置している排出事業者
- ③ 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分又は再生を行う排出事業者
- ④ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者(マニフェストにより帳簿に代えることも可能)
- ⑤ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた事業者

(2) 帳簿の記載事項

産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)ごとに、次に掲げる事項

帳簿を備える者 記載すべき事項		①産業廃棄物 処理施設(法第 15条施設)を 設置している 排出事業者	②産業廃棄物 処理施設(法第 15条施設)以 外の焼却施設 を設置してい る排出事業者	③排出事業場 外において自 ら処分(再生) を行う排出事 業者	④特別管理産 業廃棄物を生 ずる排出事業 者	⑤二以上の事 業者による産 業廃棄物の処 理に係る特例 の認定を受け た事業者
運搬	1 当該(特別管理)産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	—	—	○	○	○
	2 運搬行った事業者の名称	—	—	—	—	○
	3 運搬年月日	—	—	○	○	○
	4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	—	—	○	○	○
	5 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	—	—	○	○	○
処分	1 当該(特別管理)産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	—	—	○	○	○
	2 処分を行った事業者の名称	—	—	—	—	○
	3 処分年月日	○	○	○	○	○
	4 処分方法ごとの処分量	○	○	○	○	○
	5 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	○	○	○	○	○

※ 産業廃棄物処理業者及び有害使用済機器等保管等業者が備える帳簿については、別途必要

15 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

(法第12条第9項、第10項、第12条の2第10項、第11項、令第6条の3、第6条の7、規則第8条の4の5、第8条の17の2)

事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を発生する事業場を設置している排出事業者は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事(金沢市内にあっては市長)にその計画を6月30日までに提出しなければなりません。また、翌年度の6月30日までに計画の実施状況を報告しなければなりません。

知事(金沢市内にあっては市長)は、提出のあった計画及び実施状況の報告を受けた場合は、インターネットの利用により公表します。

I 対象事業者

前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t以上(特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上)の排出事業者

II 提出書類

- ・(特別管理)産業廃棄物処理計画書
- ・(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書

III 処理計画の内容

- ・計画期間
- ・(特別管理)産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・(特別管理)産業廃棄物の分別に関する事項
- ・自ら行う(特別管理)産業廃棄物の中間処理に関する事項
- ・(特別管理)産業廃棄物の処理の委託に関する事項(優良認定処理業者・再生利用業者・認定熱回収業者・認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量を記載)
- ・当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- ・(特別管理)産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・自ら行う(特別管理)産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ・自ら行う(特別管理)産業廃棄物の埋立処分に関する事項

16 特別管理産業廃棄物排出事業者の責務

(法第12条の2第8項、第9項、第14項、第12条の5、規則第8条の17、第8条の18)

I 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は、次のとおりです。

(1) 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者
- ③ ②と同等以上の知識を有すると認められる者((公財)日本産業廃棄物処理振興センターが開催する特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了者(以下「講習会修了者」))

(2) 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 理学、薬学、工学、農学等の一定の学歴に加え、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 上記と同等以上の知識を有すると認められた者(講習会修了者)

II 帳簿の備付

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を帳簿に記載しなければなりません。帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における事項の記載を終了し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。なお、マニフェストにより帳簿に代えることも可能です。

帳簿の記載事項については、P29を参照してください。

III 電子マニフェストの使用

前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が50 t以上の事業者は、電子マニフェストを使用しなければなりません。(P24-26 参照)

17 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例 (法第12条の7)

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域(運搬のみを行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の認定を受けることにより、産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)の許可を受けずに産業廃棄物を取り扱うことができます。

産業廃棄物を取り扱うにあたっては、「7 処理の基準」と同様に、保管基準、収集・運搬の基準及び処分(再生を含む。)の基準が法で定められています。

認定の基準(以下の各号のいずれにも適合していることが必要)

- 1 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

18 産業廃棄物処理施設の許可 (法第 15 条、令第 7 条)

I 許可を要する産業廃棄物処理施設

次の産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、事業者、処理業者にかかわらず、法に基づく許可が必要です。さらに、処理施設の設置(排出事業場内に設置し、当該排出事業場から発生する産業廃棄物のみを処理するものを除く。)には、石川県廃棄物適正処理指導要綱(金沢市内にあっては金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱)に基づく事前審査が必要です。

処 理 施 設 名		規 模	備 考
1 汚泥の脱水施設		処理能力が 10m ³ /日を超えるもの	
2 汚泥の乾燥施設		処理能力が 10m ³ /日を超えるもの	天日乾燥施設にあっては、100m ³ /日を超えるもの
3 汚泥の焼却施設 (次のいずれかに該当するもの)		イ 処理能力が 5m ³ /日を超えるもの □ 処理能力が 200kg/時以上のもの ハ 火格子面積が 2m ² 以上のもの	汚泥のうち、PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く
4 廃油の油水分離施設		処理能力が 10m ³ /日を超えるもの	海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く
5 廃油の焼却施設 (次のいずれかに該当するもの)		イ 処理能力が 1m ³ /日を超えるもの □ 処理能力が 200kg/時以上のもの ハ 火格子面積が 2m ² 以上のもの	海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く 廃油のうち、廃 PCB 等を除く。
6 廃酸又は廃アルカリの中和施設		処理能力が 50m ³ /日を超えるもの	放流を目的とする一般の廃水処理に係るものを除く
7 廃プラスチック類の破砕施設		処理能力が 5 t /日を超えるもの	
8 廃プラスチック類の焼却施設 (次のいずれかに該当するもの)		イ 処理能力が 100kg/日を超えるもの □ 火格子面積が 2m ² 以上のもの	廃プラスチック類のうち、PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く
8 の 2 木くず又はがれき類の破砕施設		処理能力が 5 t /日を超えるもの	
9 「金属等」又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設		すべてのもの	「金属等」とは、令別表第 3 の 3 に掲げる水銀等 33 種類の物質を指す
10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべてのもの	
10 の 2 廃水銀等の硫化施設		すべてのもの	
11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべてのもの	
11 の 2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		すべてのもの	
12 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設		すべてのもの	
12 の 2 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		すべてのもの	
13 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		すべてのもの	
13 の 2 産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8 及び 12 以外で次のいずれかに該当するもの)		イ 処理能力が 200kg/時以上のもの □ 火格子面積が 2m ² 以上のもの	
14	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの	有害な産業廃棄物の最終処分場である
	□ 安定型最終処分場	すべてのもの	安定型産業廃棄物の最終処分場である
	ハ 管理型最終処分場	すべてのもの	水面埋立地にあっては、環境大臣が指定する区域に限る

※ 1 日あたりの処理能力は、実稼働時間における定格標準能力を意味します。なお、実稼働時間が 8 時間に達しない場合には、実稼働時間を 8 時間とした場合の定格標準能力を意味します。

Ⅱ 産業廃棄物処理施設設置者の義務

産業廃棄物処理施設設置者には、次のことが義務付けられています。

- (1) 維持管理の技術上の基準及び許可申請書に記載した維持管理に関する計画に基づく維持管理
- (2) 技術管理者の設置（規則第 17 条で定める資格が必要）
- (3) 産業廃棄物処理責任者の設置
- (4) 帳簿の記載と保存
- (5) 排ガス・水質の測定結果等の維持管理状況（事故時の措置を含む）の記録、記録の保存（中間処理施設は 3 年間保存。最終処分場は廃止までの間保存。）と閲覧
- (6) 維持管理に関する計画及び維持管理状況のインターネットの利用その他の適切な方法による公表（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等の熔融施設、廃 PCB 等の処理施設及び最終処分場に限る。）
- (7) 定期検査の受検（5 年 3 月以内ごとの受検。焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等の熔融施設、廃 PCB 等の処理施設及び最終処分場設置者に限る。）
- (8) 最終処分場の維持管理積立金の積立

19 産業廃棄物処理施設等に対する融資制度

県では、産業廃棄物処理施設等の設置に係る資金にお困りの中小企業者の方々のために、石川県環境保全資金融資制度及び石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度を設けています。制度の詳細については、石川県生活環境部環境政策課、資源循環推進課までお問い合わせください。

20 産業廃棄物処理施設等における事故時の措置

（法第 21 条の 2、令第 24 条、規則第 18 条）

- (1) 特定処理施設の設置者は、当該施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事（金沢市にあつては市長）に届け出なければなりません。
- (2) 知事は、特定処理施設の設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずるよう命ずることができます。

事故時の措置を講じなければならない廃棄物処理施設（特定処理施設）

- ◆ 廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づく許可対象処理施設
- ◆ 焼却施設（処理能力が 50 kg/時以上又は火床面積が 0.5m²以上のもの。（2 以上の焼却設備が設けられている場合にあつては、処理能力の合計又は、火床面積の合計））
- ◆ 熱分解設備、乾燥施設、廃プラスチック類の熔融施設、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であつて、処理能力が 1 t/日以上のもの
- ◆ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であつて、処理能力が 1m³/日以上のもの

21 指定有害廃棄物の処理の禁止（法第 16 条の 3、令第 15 条、令第 16 条）

何人も、令又は他法令による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（「指定有害廃棄物」といいます。）の保管、収集、運搬又は処分をしてはなりません。

指定有害物質としては、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの）が指定されています。

22 罰 則 (法第 25 条～第 33 条)

違 反	罰 則
第 25 条 (1) 無許可営業 (2) 不正手段による営業許可取得(許可の更新を含む。) (3) 無許可事業範囲変更 (4) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (5) 事業停止命令違反・措置命令違反 (6) 委託基準違反 (7) 名義貸しの禁止違反 (8) 処理施設無許可設置 (9) 不正手段による処理施設設置許可取得 (10) 処理施設無許可変更 (11) 不正手段による処理施設変更許可取得 (12) 廃棄物の無確認輸出 (13) 産業廃棄物の受託禁止違反 (14) 廃棄物の不法投棄 (15) 廃棄物の不法焼却 (16) 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理禁止違反 (17) 廃棄物の無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂	5 年以下の拘禁刑若しくは 1000 万円以下の罰金又はこの併科
第 26 条 (1) 委託基準違反、再委託禁止違反 (2) 処理施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (3) 処理施設無許可譲受け・無許可借受け (4) 国外廃棄物の無許可輸入 (5) 国外廃棄物の輸入許可条件違反 (6) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的収集運搬	3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科
第 27 条 廃棄物の無確認輸出予備	2 年以下の拘禁刑若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科
第 27 条の 2 (1) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (2) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(※運搬受託者) (3) 管理票回付義務違反(※運搬受託者) (4) 管理票(中間処理廃棄物の管理票を含む。)写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(※処分受託者) (5) 管理票・同写し保存義務違反 (6) 虚偽管理票交付 (7) 管理票未交付による産業廃棄物引受禁止違反 (8) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (9) 電子管理票虚偽登録 (10) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (11) 管理票に係る勧告の措置命令違反	1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
第 28 条 (1) 情報処理センター職員等の守秘義務違反 (2) 指定区域内の土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
第 29 条 (1) 欠格要件該当の届出義務違反、事業場外での保管届出義務違反 (2) 処理施設使用前検査受検義務違反 (3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の計画変更等の命令違反 (4) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (5) 処理困難通知保存義務違反 (6) 指定区域内の土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (7) 事故時応急措置命令違反	6 ヶ月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
第 30 条 (1) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (2) 廃棄物処理業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、処理施設承継届出義務違反等届出義務違反、最終処分場埋立終了届出義務違反、虚偽届出 (3) 処理施設定期検査拒否・妨害・忌避 (4) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反・閲覧義務違反 (5) 産業廃棄物処理責任者設置義務違反、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反 (6) 有害使用済機器保管等業者の届出義務違反・虚偽記載 (7) 報告拒否、虚偽報告 (8) 立入検査拒否・妨害・忌避 (9) 技術管理者設置義務違反	30 万円以下の罰金
第 31 条 情報処理センター又は廃棄物処理センターの職員等による監督規定違反	30 万円以下の罰金
第 32 条(法人等両罰規定) (1) 第 25 条(1)～(4)、(12)、(14)、(15)、(17) (2) 第 25 条(第 32 条(1)を除く。)第 26 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条(2)、第 29 条、第 30 条	法人又は人の業務に関し、行為者を罰するほか、 (1) 法人に 3 億円以下の罰金、その人に対して各本条の罰金 (2) 法人及びその人に対して各本条の罰金
第 33 条 (1) 非常災害時の事業場外保管届出義務違反、指定区域内での非常災害のために必要な応急措置としての土地形質変更届出義務違反 (2) 多量排出事業者の提出義務違反・虚偽記載 (3) 多量排出事業者の報告義務違反・虚偽記載	20 万円以下の過料

23 その他

国では、産業廃棄物処理に関しての処理マニュアル及び指針を策定しています。県ホームページ又は環境省ホームページを参照してください。

〔主なもの〕

- ・全 般：行政処分の指針、産業廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン（第1版）
- ・排出事業者向け：建設廃棄物処理指針（平成22年度版）、排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）（WDSガイドライン）、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）
- ・処理業者向け：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
- ・感染性関係：感染性廃棄物処理マニュアル、廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン、廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
- ・石綿関係：石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）
- ・水銀関係：水銀廃棄物ガイドライン（第4版）、医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル
- ・PCB関係：PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン
- ・その他：有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）、食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第3版）

参照：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/sanpai/law.html>

24 産業廃棄物の適正処理等に関する県条例

産業廃棄物の不適正処理の未然防止や初期出動を迅速に行うため、廃棄物処理法を補完する「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」が平成16年から施行されています。条例の主な内容は次のとおりです。

I 産業廃棄物の保管場所の届出（条例第85条）

排出事業者は、（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該（特別管理）産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。また、非常災害のために必要な応急措置として保管を行った事業者は、保管を行った日から14日以内に届け出なければなりません。（令和2年3月一部改正）

（1）届出対象となる産業廃棄物

建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物

（2）届出対象となる保管の場所の規模等

保管の場所の面積が200平方メートル以上であり、次のいずれにも該当しないもの。

- ① 法第12条第3項又は第12条の2第3項の届出による保管
- ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は（特別管理）産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ③ 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ④ 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管
- ⑤ PCB特措法第8条第1項の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

（3）届出事項

- ① 届出者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- ② 保管場所の所在地及び面積
- ③ 保管する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量
- ④ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
- ⑤ 屋外において容器を用いずに行う保管の有無
（保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）
- ⑥ 保管開始年月日

（4）届出書の添付書類

- ① 届出しようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- ② 保管場所の平面図及び付近の見取図

（5）変更の届出

届出事項を変更する場合、あらかじめ届出が必要です。なお、届け出た所在地又は面積に変更がある場合には、（4）の添付書類が必要です。

（6）廃止の届出

保管の場所を廃止した際には、廃止をした日から30日以内に届出が必要です。

（7）届出先（届出に必要な書類等の問い合わせ先）

各保健福祉センター（産業廃棄物監視機動班）

II 搬入の一時停止（条例第 86 条）

産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管又は処分が継続されることにより、その適正処理の確保が困難になると認めるときは、保管又は処分をした者に対し、当該土地への搬入の停止を命ずることがあります。

III 建設資材廃棄物の適正処理（条例第 87 条）

- (1) 建設工事の発注者は、工事に伴い発生する廃棄物を適正に処理できる費用を負担してください。
- (2) 元請事業者は、建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の適正な処理が確保するため、下請事業者に十分な指導監督を行ってください。
- (3) 下請事業者が不適正処理を行った場合は、元請事業者に対し改善措置を勧告することがあります。

IV 事業者等による処理委託時の確認（条例第 88 条）

- (1) 委託処理先への実地確認、契約期間中の処理状況の定期的な確認に努めてください。
- (2) 委託先で不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその委託先への搬入停止など必要な措置を講ずるとともに、その状況及び講じた措置について、速やかに知事に報告してください。

V 土地の適正な管理（条例第 89 条）

- (1) 県内で土地を所有、占有又は管理している方は、その土地が産業廃棄物の不適正な処理に利用されないように、日頃から使用状況の確認等の管理に努めてください。
- (2) 万一、不適正な処理が行われたことを知ったときには、速やかにその旨を知事に報告するとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるよう努めてください。

VI 指定有害副産物の生成及び保管の禁止（条例第 94 条～第 98 条）

- (1) 下記の場合を除き指定有害副産物（硫酸ピッチ）の生成及び保管を禁止します。
 - ① 学術研究、検査又は試験を目的とする場合
 - ② 生成又は保管に関する行為が廃棄物処理法、地方税法、消防法等の関係法令に違反するものでなく、指定有害副産物を適正に処理するために要する費用が留保されている場合
- (2) 生成又は保管の禁止に違反した場合には、生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行います。

VII 公表、罰則（条例第 92 条、第 98 条、第 258 条、第 260 条、第 264 条、第 271 条、第 272 条）

違 反	公 表、 罰 則
第 92 条、第 98 条 (1) 条例（産業廃棄物関係）に基づく勧告違反 (2) 法又は条例（産業廃棄物の適正処理関係、指定有害副産物関係）の規定違反による告発	氏名等の公表
第 258 条 指定有害副産物の生成中止命令又は撤去等の措置命令違反	2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
第 260 条 産業廃棄物等の搬入停止命令違反	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
第 264 条 (1) 指定有害副産物関係の報告義務違反、虚偽報告 (2) 指定有害副産物関係の立入検査・収去の拒否等	3 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
第 271 条 第 258 条、第 260 条、第 264 条	法人又は人の業務に関し、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰則
第 272 条 産業廃棄物保管場所の届出義務違反	5 万円以下の過料

VIII 適用除外

産業廃棄物の適正処理に関する項目（I～V 及び第 92 条関係）は、金沢市の区域については適用しません。

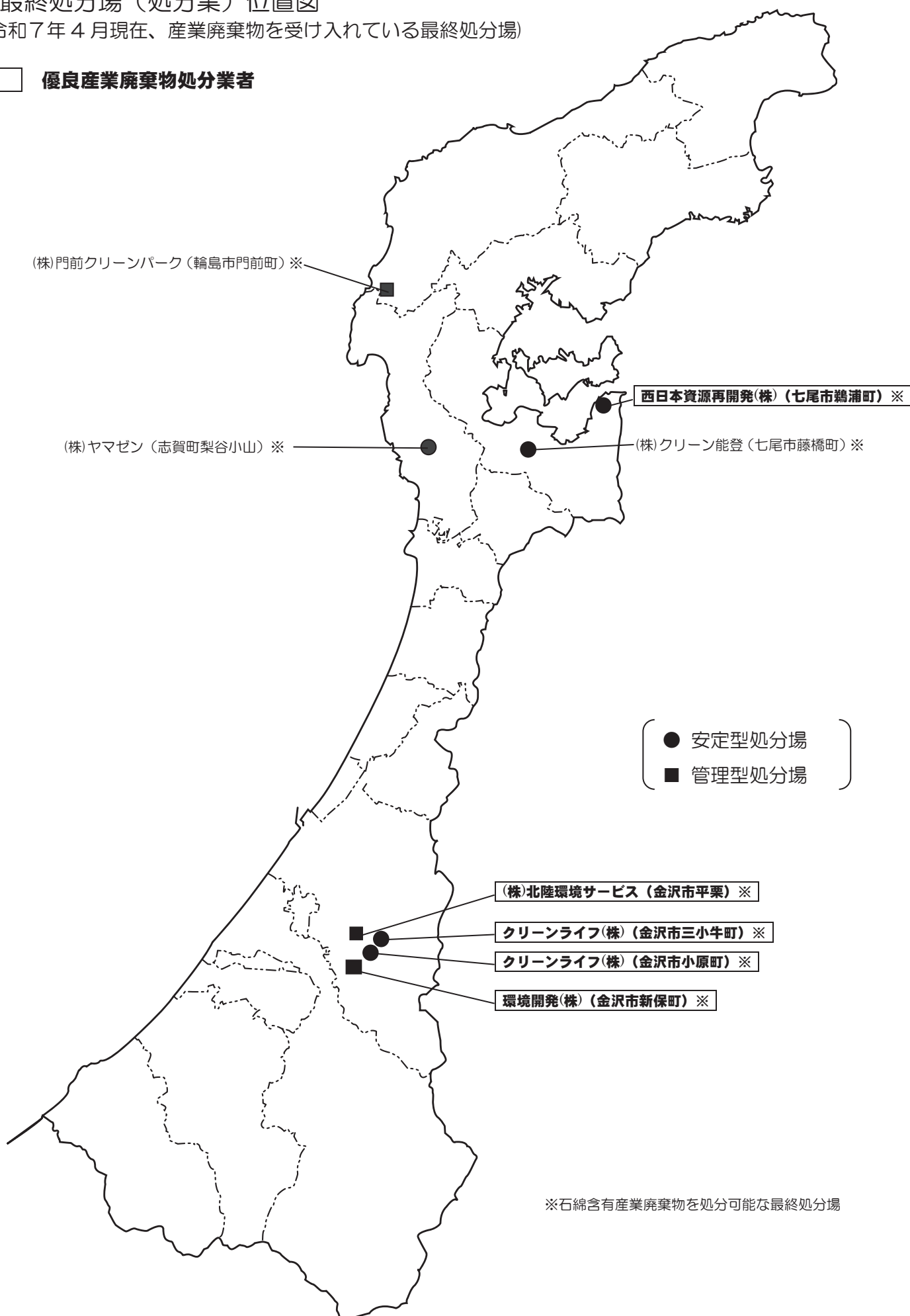
25 石川県内の産業廃棄物処分業施設位置図

I 最終処分場（処分業）位置図

（令和7年4月現在、産業廃棄物を受け入れている最終処分場）



優良産業廃棄物処分業者



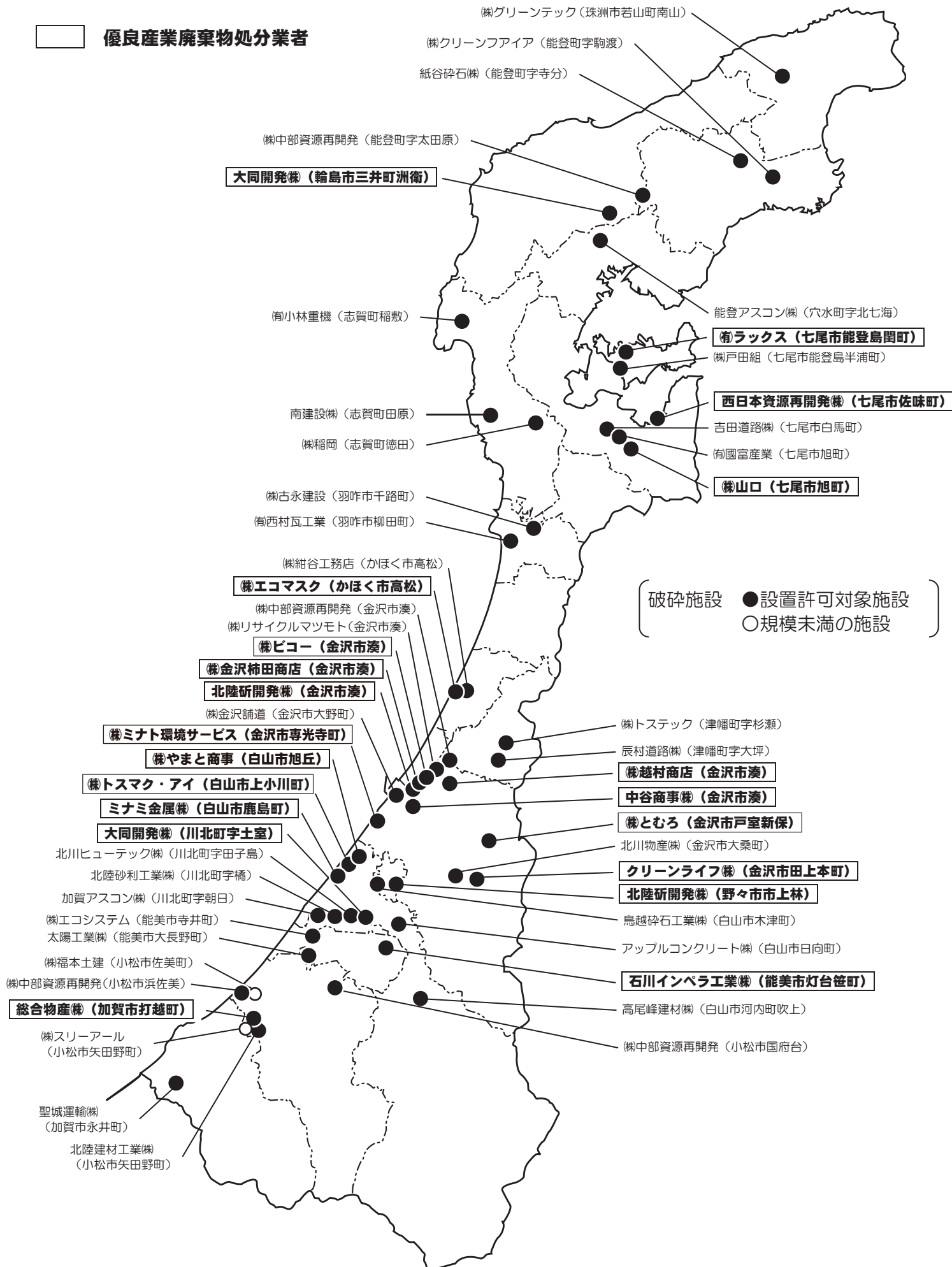
※石綿含有産業廃棄物を処分可能な最終処分場

Ⅱ がれき類の中間処理施設（処分業：破碎）位置図

（令和7年4月現在）



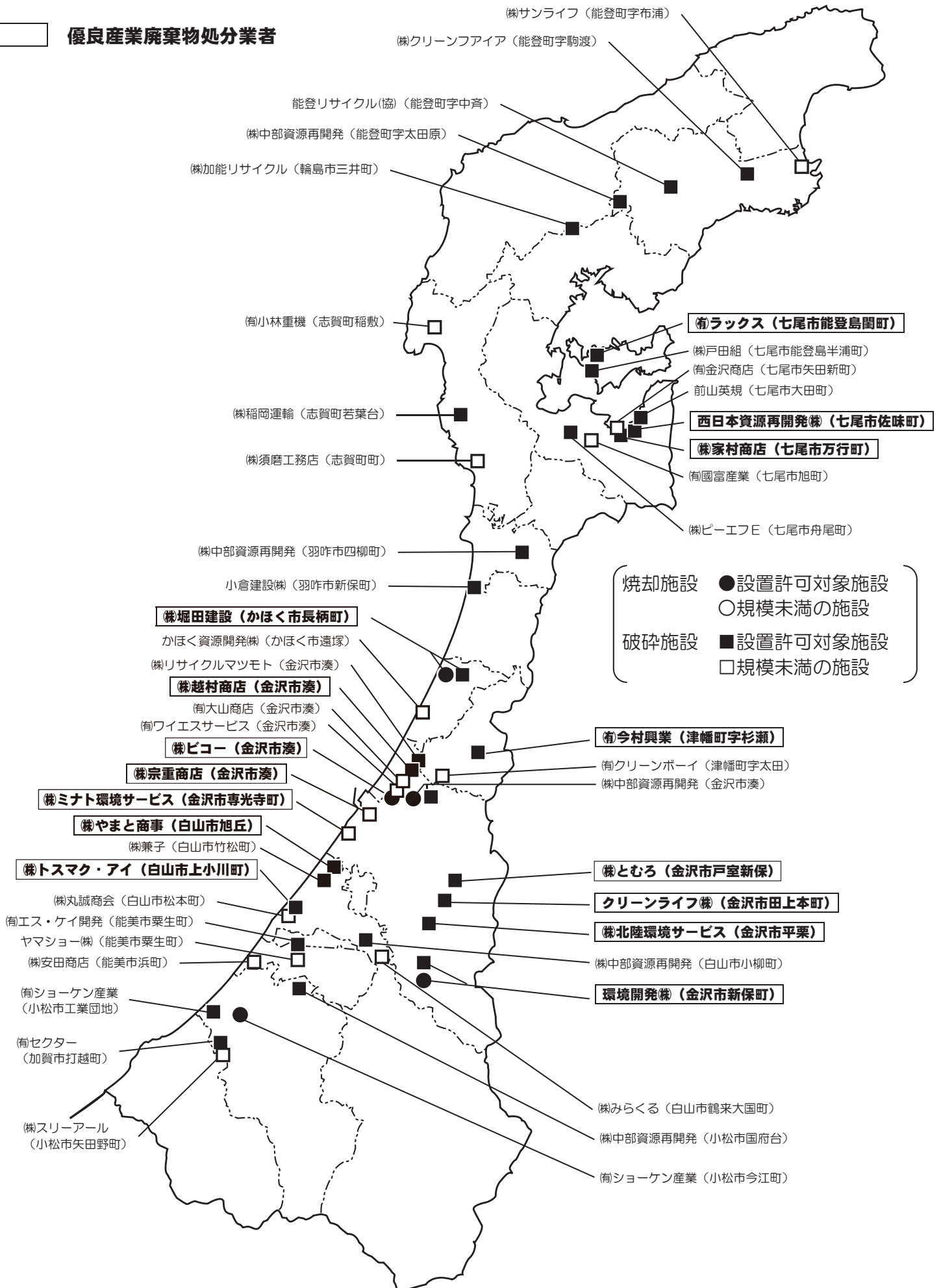
優良産業廃棄物処分業者



Ⅲ 木くずの中間処理施設（処分業：焼却、破碎）位置図

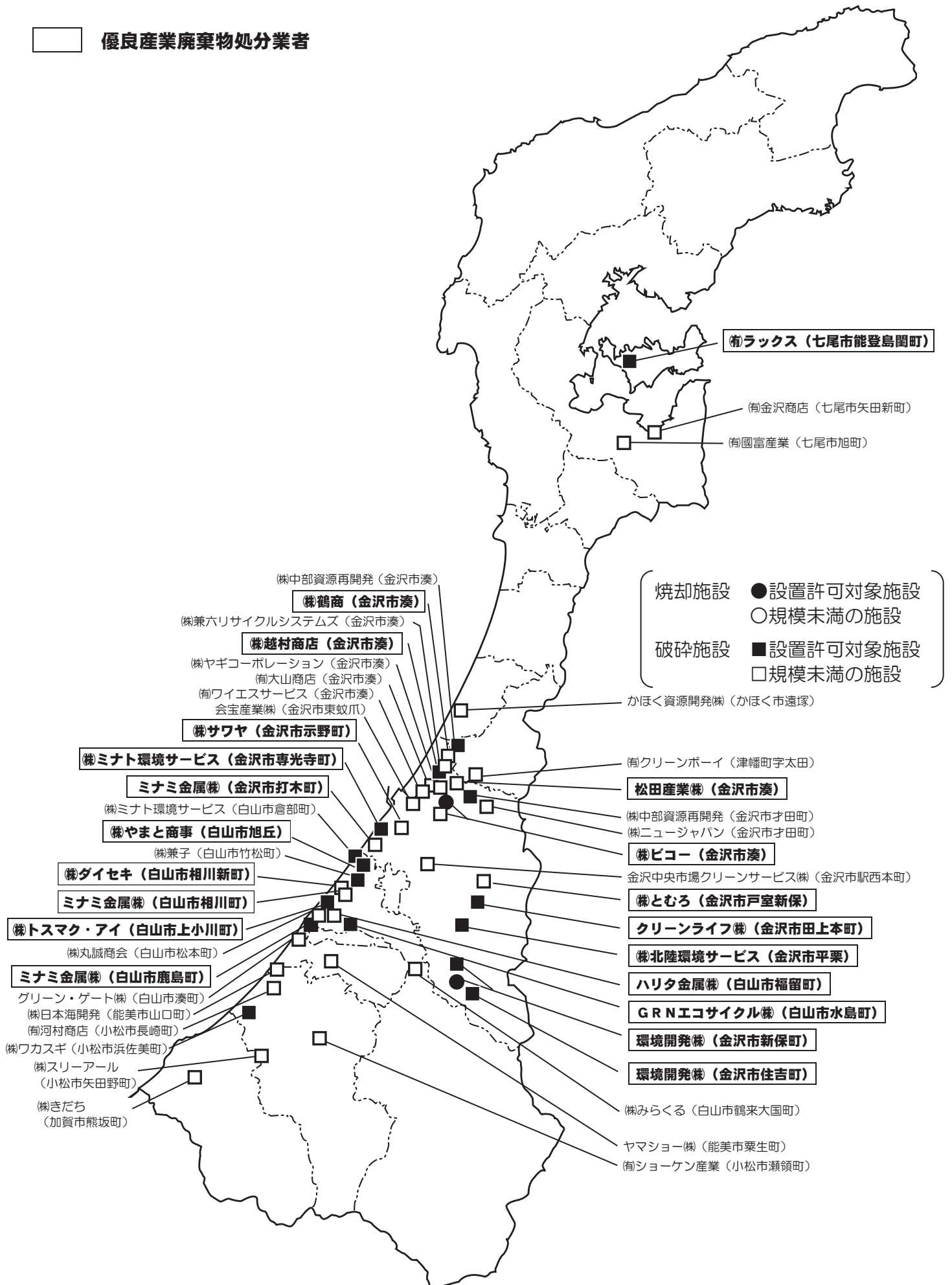
（令和7年4月現在）

□ 優良産業廃棄物処分業者



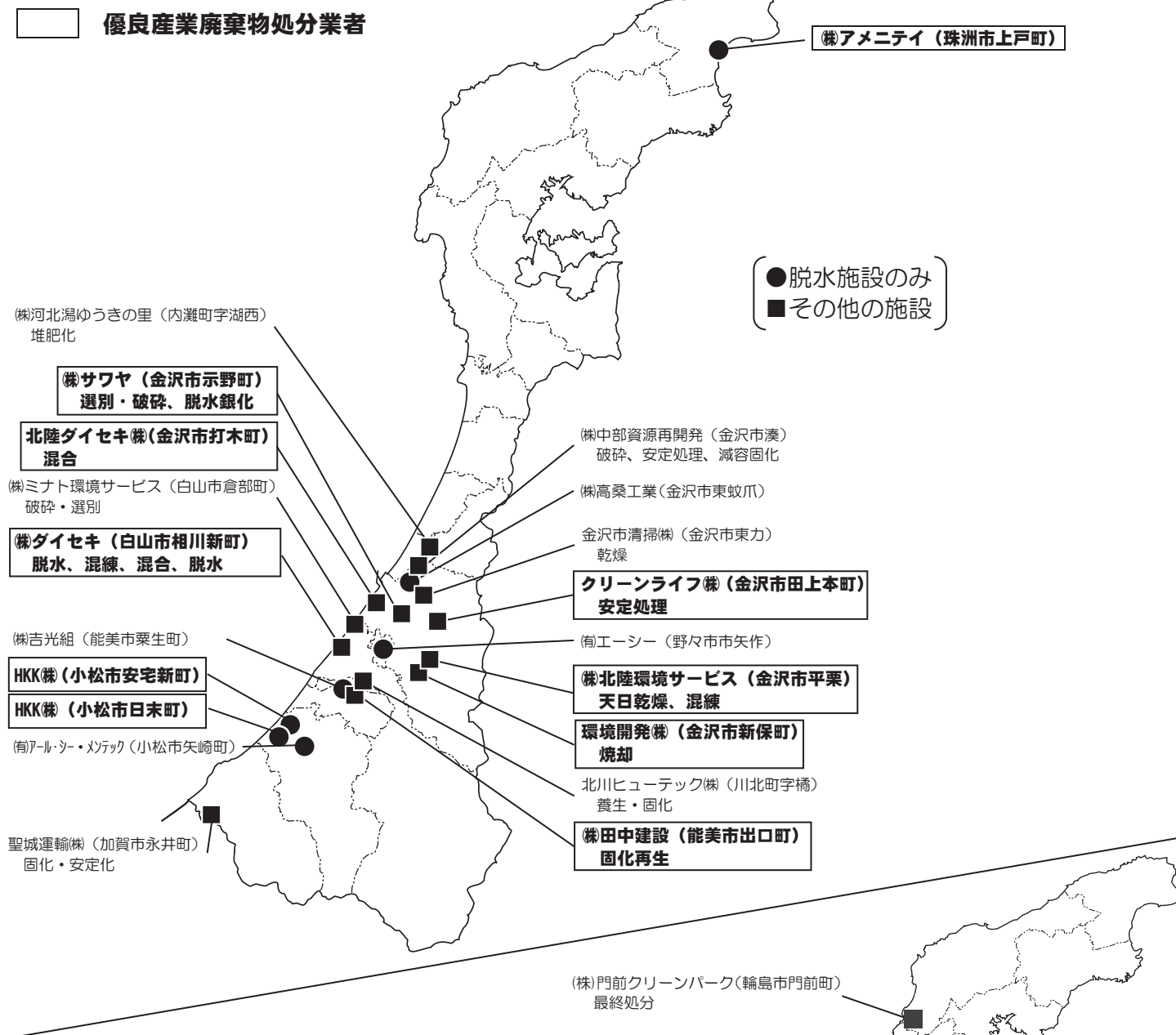
Ⅳ 廃プラスチック類の中間処理施設（処分業：焼却、破碎）位置図 （令和7年4月現在）

□ 優良産業廃棄物処分業者



V 汚泥の中間処理施設（処分業：脱水等）位置図

（令和7年4月現在）

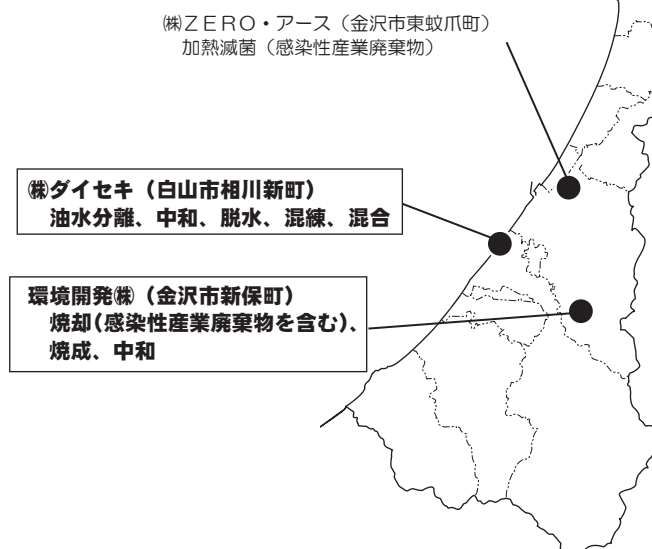


VI 特別管理産業廃棄物処理施設（処分業）位置図

（令和7年4月現在）

□ 優良産業廃棄物処分業者

● 中間処理施設
■ 最終処分場



産業廃棄物を運搬する車両には表示及び 書面の備え付け（携帯）が必要です。

① 表示について

産業廃棄物を運搬する際には、車両の両側面に、次の事項を表示しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

- ・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・排出事業者名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・事業者名
- ・許可番号（下6桁に限る）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた事業者が、産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物を収集又は運搬している旨の表示
- ・事業者名
- ・認定番号（複数あるときは、それらの全て）

表示

5cm 以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3.2cm 以上

注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

5cm 以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
〇〇〇〇〇〇号
3.2cm 以上

② 書類の携帯義務について

産業廃棄物を運搬する際には、次の書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
- ※運搬に係る例外については P23 参照

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）※
- ・許可証の写し

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた事業者が、産業廃棄物を運搬する場合

- ・認定証の写し（複数あるときは、それらの全て）

書面

■氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇・〇トン

■積載日
〇年〇月〇日

■積載した事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

■運搬先の事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

産業廃棄物管理票

産業廃棄物
収集運搬業許可証
（写し）

特例の認定を
受けた認定書
（写し）

※ 電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類（電磁的記録を用いて直ちに表示することも可）が必要になります。

- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

（ただし、随時必要な連絡を行うことができる携帯電話等を用いてこれらの事項が確認できる者は、③の書類の携帯は不要です。）

表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反（廃棄物処理法違反）となり、行政命令の対象（排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分等）になります。
この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受ける場合もあります。

このしおりについて、質問等がありましたら下記の関係行政機関等へお問い合わせください。

関係行政機関等一覧

関係行政機関等	所在地	電話番号
石川県資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL 076-225-1472 (審査) 076-225-1474 (指導) FAX 076-225-1473
石川県南加賀保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9	TEL 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	TEL 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
金沢市ごみ減量推進課(事業ごみ対策係)	〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号	TEL 076-220-2521 FAX 076-260-7193
一般社団法人石川県産業資源循環協会 (マニフェスト取扱い機関)	〒920-0918 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階	TEL 076-224-9101 FAX 076-224-9102

☆法令略称 「法」……廃棄物の処理及び清掃に関する法律
「令」……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
「規則」……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
「最終処分基準省令」……一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

プラスチック等の資源循環に取り組みましょう。

3Rを推進する県内企業の取り組みや再資源化事業者の情報は [こちら](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/recycle/index.html) ⇒
ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/recycle/index.html>



PCB廃棄物(使用中含む)は、処分期間内に処分しなければなりません。

[ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法]

- 1 低濃度PCB廃棄物・使用製品：令和9年3月31日まで
 - 2 高濃度PCB廃棄物・使用製品
 - (1) 変圧器・コンデンサー等：令和4年3月31日まで
 - (2) 安定器及び汚染物等：令和5年3月31日まで
- } 処分期間終了

※高濃度PCB廃棄物・使用製品を発見した場合は、至急県(金沢市内は金沢市)にご連絡ください。

不法投棄110番

産業廃棄物の不適正処理(不法投棄、屋外焼却、不適正保管など)を見かけたら、連絡をお願いします。
また、法において、土地所有者等は、不適正処理された廃棄物を発見した場合、速やかに知事又は市町
長に通報するよう努めなければなりません。また、県条例でも同様の規定があります。(P7、P35 参照)

石川県生活環境部資源循環推進課指導グループ

Tel 076-225-1474 Fax 076-225-1473

産業廃棄物を適正に処理しましょう

石川県生活環境部資源循環推進課

076-225-1472(審査グループ) 076-225-1474(指導グループ)

メールアドレス sanpai@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/>